

令和2年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年6月18日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
14番 江澤 信明	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

7番 中野 厚志

8番 笠井 一司

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 坂東 英司
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 4 2 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 3 議案第 4 8 号 阿波市老人ルーム条例の一部改正について

日程第 4 議案第 4 9 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

日程第 5 議案第 5 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につい  
て

日程第 6 議案第 5 3 号 徳島中央広域連合規約の変更について

（日程第 2 ～日程第 6 質疑・付託）

追加日程第 1 議案第 5 4 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

（追加日程第 1 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

3番後藤修君。

○3番（後藤 修君） おはようございます。ただいまから3番はばたき後藤修の一般質問をいたします。

早々ですが、今回の質問に入りたいと思います。大枠で2つの質問をさせていただきます。1問目は公共交通について、2問目は防災対策について。

まずは、公共交通については、4月の広報に掲載されていたように、乗降場所が3月31日までの106カ所から金融機関の窓口、阿波銀行各支店、徳島大正銀行各支店、各郵便局、各JA、また公共施設については、大俣公民館本村分館、市場住民センター、市場図書館の21カ所が追加され、130カ所になり、利便性が向上しました。

その判断基準として、4月の1日当たり平均の利用者数は32人でしたが、年金受給日15日は利用者が46人と平均利用者数の1.43倍と、金融機関窓口の利用に伴う増加が結果として出ています。しかしながら、5月は、新型コロナウイルスの外出自粛などもあり、平均利用者は30人まで落ち込みました。その後、6月に入り、10万円の給付もあり、2週目の週明けの8日、9日は45人、46人と利用者も戻りつつあります。その公共交通について今回も質問します。

まず1点目の質問として、障害者、要介護・要支援者の同伴は運賃を半額にできないか。

（パネルを示す）こちらは、埼玉県幸手市のデマンド交通の概要説明から割引運賃について抜き出したものです。注目していただきたいのは6項目、4、5に該当する人一人に

つき同伴の介護者150円と記載があります。4は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、5は要介護認定、要支援認定を受けている方となっています。今回の質問の1点目の要望としているところの障害者、要介護・要支援の同伴は運賃を半額にすることを幸手市のデマンド交通では明確に記載しています。

他の市町村でも同様の内容がないかを調べました。北海道の厚岸町、宮城県の栗原市など多くの市町村に同様の内容が見受けられました。

1点目の質問として、障害者、要介護・要支援者の同伴は運賃を半額にできないか。

続いて2点目の質問として、新型コロナウイルスにどのような対策がとられたのか。3つの密を避けて外出を、新型コロナで厚労省が新たな注意喚起を公表していますが、公共交通はまさに3密であり、クラスターの発生のリスクは高い場所だと言えます。多くの感染経路不明者が出たのも、公共交通などの不特定多数が利用する場で感染したものと疑われます。阿波市の公共交通を安心・安全に使っていただく対策がどのようにとられているか、お聞きしたいです。

3点目の質問として、手荷物の持ち込みの制限を状況により緩和できないか。

先ほどパネルで見ていただいた埼玉県幸手市のデマンド交通システムに関するQアンドAでは、こんな質問があります。「大きめの荷物（シルバーカー、ベビーカー等）は、持ち込めますか」、この質問に対して回答は、「車内に持ち込める荷物は、1人1席の範囲となりますが、席に余裕があれば持ち込むことは可能です。予約時に御相談ください」と書かれています。

本市の場合、よくある質問の中の答えでは、膝の上に乗る荷物までは持ち込めることとあります。この時節柄、感染リスクを避けるため、買い物の回数を減らし、1回の買い物の荷物の量もふえているのが現状ではないでしょうか。幸手市のような対応ができないか。3点目として、手荷物の荷物の制限を状況により緩和できないか、以上3点を一括で答弁願います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） おはようございます。後藤議員の一般質問1問目、公共交通についての1点目、障害者、要介護・要支援の同伴は運賃を半額にできないかから3点目の手荷物の持ち込み制限を状況によって緩和できないかまで、順次お答えいたします。

まず、1点目の障害者、要介護・要支援者の同伴は運賃を半額にできないかのご質問に

お答えします。

阿波市デマンド型乗り合い交通では、利用対象者を1人で乗降が可能な方としており、同伴の割引につきましては、保護者同伴の小学生未満のお子様一人に限り無料とさせていただいているところです。

議員ご質問の障害者、要介護・要支援者の同伴の割引につきましては、限られた財源であることから、サービスの範囲をどこまで広げるのか、その必要性や課題について、阿波市地域公共交通活性化協議会において検証をしてまいりたいと考えています。

次に、2点目の新型コロナウイルスにどのような対策がとられているかのご質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止に向け、タクシー事業者は、国土交通省より、閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するためエアコンを用いて外気を導入することや乗客の降車後に窓をあけて換気するなどの車内換気に努めるよう要請を受けています。

本市でデマンド型乗り合い交通を運行するタクシー事業者においては、通常のタクシー業務と同様の対応をしていただいております。新型コロナウイルス感染防止対策につきましても、手洗いや手指の消毒、マスクの着用、車内の換気、消毒など適切な対応の確保に努めていただいているところであります。

次に、3点目の手荷物の持ち込みの制限を状況により緩和できないかについてお答えいたします。

阿波市デマンド型乗り合い交通では、大きな荷物の持ち込みは、他の方が乗車できなくなることからお断りをしており、車内の持ち込みは膝の上に乗る荷物までとしています。荷物が多い方を受け入れた場合、その後予約されている方が希望する時間に乗車できないケースも発生いたします。

阿波市デマンド型乗り合い交通に係る課題については、阿波市地域公共交通活性化協議会において検証を行うことにより、より効率的で利便性の高い公共交通を提供していきたいと考えております。今後につきましても、引き続き本市にとって最適かつ持続可能な地域公共交通体系となるよう制度を構築してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁では、同伴者の割引について検証するとのことでしたので、できれば早期に実験運行中に実施していただければと思います。

2点目の答弁では、新型コロナウイルス対策として、通常のタクシー業務と同様の対応をとられているということがわかりました。第2波、第3波にも備え、継続をお願いできればと思います。

3点目の答弁でも、検証により効率的、利便性を高め、公共交通を提供したいとありましたので、利用者目線でその内容を高める方向で検討していただければと思います。

さきの質問を含めて、公共交通の課題は、通学パスや回数券、8時台の運行と、まだまだ残された案件がたくさんあります。協議会の中では、今回の質問事項を含めて検討していただければと思います。

この項の質問はこれで終わります。

次に、防災対策についての質問に移りたいと思います。

今回の新型コロナウイルスに伴い、避難方法に関しても大きくさま変わりしてきそうです。いわゆる分散避難が大きな課題となっているのではないのでしょうか。今、南海地震が起きた場合、既存の避難場所には、3密を避けるために3分の1程度しか避難できない可能性が出てきています。

3月11日の徳島新聞では、徳島県阿波市は、災害の新型コロナウイルス対策として、避難所内に設ける仕切り、マスク、消毒液を備蓄する、3密状態が生まれやすい避難所での感染防止とプライバシー保護が目的、仕切りは288世帯とあります。災害時に288世帯分で足りるかは疑問なところですが、しかし、自宅避難や車中避難などの選択肢がふえれば課題は減るのではないのでしょうか。まずは、安心して自宅避難できる方策の検討をする必要は高いのではないのでしょうか。

地震の際に自宅避難を考えた場合、耐震は切っても切れない問題ではないのでしょうか。今回の防災対策の質問の1点目として、木造住宅耐震診断の実績について、要点別実績件数等をお聞きしたいと思います。

（パネルを示す）このパネルは、住宅の耐震化に関する支援事業の実績です。木造住宅耐震診断支援事業は、大規模な地震に対してどの程度の安全性があるかを判定するもので、自己負担金は3,000円です。実績では、平成26年、診断数が急増していますが、これは前年に淡路島地震、2013年、平成25年4月13日土曜日5時33分ごろ、兵庫県淡路島付近を震源として発生したマグニチュード6.3の地震があり、淡路

市、洲本市の住家の一部損壊が2,000棟以上に上った被害が発生し、増加したものだと思われます。この表からも、近年の木造住宅耐震診断の実績はふえていることがわかりますが、最近の実績はどうでしょうか。

質問の1点目として、木造住宅耐震診断の実績について、評点別実績件数等お聞かせいただきたいと思ひます。

質問の2点目として、評点1.0未満の改修実績と補助事業の促進についてどのようになっているか。

木造住宅耐震診断では、結果が出て評点が出ます。評点1.0の建物は、数百年に一度発生する地震の地震力に対して倒壊、崩壊しない性能評価の建物になります。数百年に一度発生する地震とは、震度6強から震度7程度を想定しているようです。昭和56年の建築基準法の改定により、それまでは考慮されなかつた壁の強さの配置のバランスが考慮されるようになりました。実際、阪神・淡路大震災には、昭和56年より前に建築された建物に大きな被害の発生が確認されています。評点1.0以上にすることの意義がここにあります。

質問の2点目として、評点1.0未満の改修実績と補助事業の促進についてどのようになっているか、以上2点を答弁願ひます。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 後藤議員からの一般質問2問目、防災対策について2点ご質問をいただひておりますので、順次お答えいたします。

1点目の木造住宅耐震診断の実績についてお答えいたします。

本市におきましては、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震に備え、住まいの耐震化を推進してあります。平成17年から、市民の皆様が地震による建物の倒壊や家具の転倒による圧死から身体を守るため、木造住宅の耐震性の診断と改修に係る補助制度を創設してあります。

耐震診断の目標件数につきましては年間100件程度を見込んであり、平成30年度は59件、令和元年度は39件の診断実施であり、これまで932件の診断実績がございます。木造住宅の耐震性能をあらわす指標については4段階に区分されており、評点が1.5以上は倒壊しない、1.0以上1.5未満は一応倒壊しない、0.7以上1.0未満は倒壊する可能性がある、0.7未満は倒壊する可能性が高いと判定してあります。令和元年度の診断実績では、39件全てが評点0.7を下回る結果であり、倒壊する可能性が高

いと判定されております。

次に、2点目の評点1.0未満の改修実績と補助事業の促進についてお答えいたします。

昨年度の評点1.0未満の改修実績につきましては、耐震改修支援事業16件、安心・安全リフォーム支援事業2件、住みかえ支援事業7件となっております。

次に、補助事業の促進については、市役所の相談窓口において耐震診断や改修などの補助制度の紹介をするとともに、ホームページや広報阿波、ケーブルテレビによる周知に加え、防災フェスタなどのイベント開催時にはシェルター等の展示も行っております。さらに、対象となる木造住宅を職員が再度戸別訪問することにより制度の重要性、必要性をきめ細かく説明し、補助制度の普及啓発を図っております。

今後におきましても、市民の皆様の安全・安心のため木造住宅の耐震化を促進し、防災・減災対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁として、今までに932件の診断実績があると伺いましたが、その中で、昨年は39件と非常に少なくなっていると感じました。阿波市耐震改修促進計画の中には、昭和56年以前の耐震性のない建物が阿波市全域で7,049軒あると書かれています。7分の1程度しか耐震診断ができていない計算です。仮に毎年100件でも、全部終わるまでに60年かかる計算です。

先ほどもパネルを見ていただいたとおり、平成25年の耐震診断は149件できた年もあります。限られた予算ではありますが、できるだけ前倒しができるように検討をお願いいたします。

2点目の答弁では、令和元年の実績として、39件の全てが評点0.7未満で倒壊する可能性が高いと説明もありました。何らかの形で改修や住みかえたのは25件と、残り14件は手つかずの状態であり、地震が起きた場合、避難が必要不可欠になってきます。評価が0.2から0.35の場合には数秒で倒壊するデータもあります。避難する前に亡くなる可能性が高いということです。

補助事業の中には、補助金上限110万円を支給されるもの、こういうものを市民の皆様への周知も必要だと思います。ACNや広報ではよく見かけられますが、自主防災組織の訓練などの場で、講演を開催したり対面で説明する場もあればいいと思います。また、



地元の改修に意欲がある業者にも、阿波市広報への耐震リフォーム等の公告を促すなどの検討も必要ではないでしょうか。個別に訪問もされていると聞きました。今後も、これについても、さらに進めていただければと思います。

持ち時間が少しあるようなので、少し今回のコロナウイルスに触れたいと思います。

今回の新型コロナウイルスでは、感染者への誹謗中傷や嫌がらせ行為、解雇や内定取り消しなどさまざまな問題が出てきました。徳島県で感染した人の中には、家にいられなくなった人もいると聞いてます。全国では、看護師や運転手の子どもさんが幼稚園や保育所に行けなくなった等の話も聞いています。

このような医療従事者やエッセンシャルワーカーの人たちは、感染の危機を顧みずに頑張ってくださいています。差別なんて考えられません、感謝しかないです。幸い阿波市では感染者は出ていませんが、収益が激減している個人や会社もあります。10万円の給付はうれしいですが、本当に困っている人のために使ってほしいと思う人も少なくないと思います。

本市では、あわっ子応援特別給付金やひとり親家庭等の応援特別給付金、妊婦臨時特別給付金などは、子育てするなら阿波市と思える事業だと思います。また、既にジュニアマスクや妊婦マスクの配付のように、スピード感を持って対応、多くの市民が評価をいただいている事業もあります。

しかしながら、10万円の給付に関しては、他の市町村では、4月27日の基準日から後に生まれた子どもたちに独自に10万円や5万円などを給付する事業が広がっています。コロナウイルスの2波、3波に備える必要があると思いますが、まずは格差の是正も必要ではないでしょうか。

最後に、今回の給付の支給に当たり、深夜の12時、1時まで頑張った市の職員の皆さん、今後のコロナ関係の支援事業にかかわる職員の皆さん、皆さんにエールを送りたいと思います。今回の私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（松村幸治君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

9 番川人敏男君。

○9 番（川人敏男君） マスクを外させていただきます。9 番阿波みらい川人敏男、一般質問を行います。

今議会は、新型コロナウイルスに関連しての質問が相次ぎました。ご承知のように、コロナ禍により世界中の人々の命、社会の仕組み、経済活動が完膚なきまでに打ちのめされました。同時に、現代社会のもろさが至るところで浮き彫りになりました。東京オリンピック・パラリンピックの延期を初め、イベントや会議の中止、延期などが相次いでいます。小学校、中学校は恐る恐る開校しています。このような世界的大流行による危機感、恐怖が押し寄せる混沌とした時代に直面しますと、トップの行政手腕がいや応なく問われ、評価されます。

ドイツの政治学者マックス・ヴェーバーは、リーダーには、情熱、責任感、判断力が備わっていることと力説しています。私は、これらに加えて腹が据わっていること、すなわち、胆力をつけ加えたいと思います。

今回は、新しいごみ処理施設に絞り込んで質問します。

さて、市民生活に直結するごみ処理施設は、全国津々浦々どこの事例を見ても、行動力と対話の積み重ねによる愚直な努力をするかしないかが明暗を分けています。吉野川市では、去る6月9日付の徳島新聞によりますと、可燃ごみの新たな処理施設の建設候補地を鴨島町山路に絞り込んだと報道されています。地元自治会や周辺自治会の代表を戸別訪問し、事業内容を既に説明しています。愚直に行政の王道を歩んでいます。

本市の藤井市長は、新しいごみ処理施設は燃料化方式を進め、5年後の2025年7月までに稼働すると表明しました。しかし、候補地の選定予算が昨年度に計上されていましたが、何らかの理由で先送りするなど腰の引けた取り組みです。同じスタート台に立ちながらおくれをとったのはなぜか、藤井市長は胸に手を当ててじっくりと考えていただきたいものです。

それではまず、燃料化方式というのはどういうものか、簡単に説明しておきます。ごみ収集は市が従来どおり行います。収集したごみを全国で唯一稼働している香川県三豊市の事例では、特許を持っているベンチャー企業に委託し、固形燃料に加工しています。なお、この施設は阿波市、板野町、上板町のどこかに建設します。そして、その固形燃料を市外、県外の製紙会社等へ売却し、焼却処分する方針と伺っています。問題は、果たして

引き受けていただける企業、自治体が存在するかどうかです。自分の町のごみでさえ周辺に施設ができると嫌がるのに、他の市町村のごみを固形燃料に加工したとはいえ、とても引き受けられないというのが本音です。

燃料化方式は、平たくいえば、自分の町のごみ処理に見通しが立たず、ほかの市町村に引き受けてもらおうという発想が透けて見えます。一旦燃料化方式で走り出し、行き詰まって方向転換を考えても、時間は無意味に経過し、投入した莫大な経費の尻拭いは誰が責任を負うのですか。市長は燃料化方式にご執心のようですが、問題点を順次お尋ねします。

なお、新しいごみ処理施設については、平成29年の第4回定例会、令和2年第1回定例会の過去2回質問しています。具体的な進捗状況を踏まえて答弁をお願いします。

まず1点目は、5年後の2025年7月に稼働すると表明しましたが、その具体的なスケジュール、進行管理について伺います。候補地の選定、県との協議、周辺住民への説明会、基本設計の策定、環境アセスメント、施設の建設など盛りだくさんな事項を体系的に進めないとしぐはぐになります。具体的な個々のスケジュールの答弁を求めます。

なお、この質問全体については、答弁は中央広域施設における1市2町の施設整備検討会の副市長にお願いしたいと思います。

2点目は、阿波市、板野町、上板町が収集して新しいごみ処理施設に搬入するごみの1日当たりの総量は何トンですか。一方、収集したごみを加工し、固形燃料として製紙会社等へ売却処分する総量は何トンですか。

3点目は、去る3月議会で、県内には焼却処分できる製紙会社に加え、多くのエネルギーを必要とするセメント会社が多数あると答弁をいただきました。それらの会社は、ダイオキシンの出ない800度以上で焼却処分できるのかどうか。新しいごみ処理施設から搬出する固形燃料を焼却できる能力と意欲及び周辺地域が了承していただけるのかどうかです。ここが確定しないと、どんなにもがいても燃料化方式は一步も進みません。そこで、事業の骨格を固めるために、現時点で受け入れ先の企業、自治体に了承を得ているのかどうかの答弁を求めます。

4点目は、一口にごみ固形燃料と言っても、いろいろ調査しましたところ、燃やすごみの原料により2通りに大別されます。

一つは、家庭ごみなどの一般廃棄物を主な原料とするRDF、リフューズ・ディライヴド・フュエルと呼ばれる固形燃料で、家庭から出るごみは分別に限界があり、塵芥ごみ、

不燃物、異物、塩ビ等が混入しています。また、生ごみ等の混入水分が多いため燃料としての利用価値が少なく、普及が難しくなっています。阿波市分はこちらに該当します。熱量は、一般的に1キログラム当たり3,000から4,000キロカロリーで、石炭の約半分です。ダイオキシンが発生するおそれがあります。もう一つは、古紙や廃プラスチック等を原料とするRPF、リフューズ・ペーパー・アンド・プラスチック・フュエルで、こちらは石炭の代替燃料として使用されます。

そこで、家庭ごみなどを主原料とするRDFは、本市のごみ処理施設が稼働する限り、永続的に民間企業である製紙会社等が引き受けていただける見込みがあるかどうか、答弁を求めます。

5点目は、環境アセスメントについてでございます。

そもそも環境アセスメントとは、大規模な廃棄物処理施設等を建設するに当たり、公害の発生等を防止するために、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測、評価し、住民や関係自治体などの意見を聞きます。同時に、専門的立場からその内容を審査する一連の手続のことです。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、ごみの排出者が最後まで責任を持たなくてはならないという趣旨が貫かれています。市町村の場合は、当然、厳格に守らなければなりません。新しいごみ処理施設には環境アセスメントは必要です。さらに、家庭ごみを原料とするRDFは、燃やし方によってはダイオキシンが発生するので、売却先の企業、自治体についても環境アセスメントが必要と見込まれますが、どのように対応されますか、答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 川人議員の一般質問、新しいごみ処理施設について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の候補地の選定、県との協議、周辺住民への説明会、基本設計の策定、環境アセスメント、施設の建設期間の具体的なスケジュールはどうなっているかについてでございますが、新ごみ処理施設整備につきましては、現有施設の将来的な稼働停止に伴い、阿波市、板野町、上板町より排出される一般廃棄物の広域処理を行うために必要不可欠なものでございます。

施設整備推進のため、3市町、そして有識者の方、中央広域環境施設組合による新ごみ処理施設整備検討会が平成30年8月に発足した折、その検討会において新ごみ処理施設

整備基本構想を策定し、ごみ処理の最適な処理方式、施設整備内容、施設整備スケジュール等の基本事項、方針等を検討しているところでございます。

建設候補地につきましては、検討会において総合評価を行い、最終的な候補地については今年度内に中央広域環境施設組合において候補地が決定されるものと考えております。

また、県に対しましては、施設整備事業推進において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の見解について随時アドバイスをいただけることとなっており、適切な事業の推進に向け取り組んでまいります。

周辺住民の皆様への説明会、ごみ処理施設整備基本計画の作成、生活環境影響調査等を、事業手法及び諸条件にもよりますが、予定としている令和7年度稼働に向け適切な時期に実施し、施設建設工事にも着手したいと考えております。

2点目の新しいごみ処理施設に搬入するごみの総量は1日当たり何トンか、また固形燃料として搬出する総量は何トンかについてでございますが、新しいごみ処理施設に1日に搬入されるごみの総量は約60トンと見込んでおり、固形燃料として製造される量は1日に約30トンと見込んでおります。

3点目の固形燃料の受け入れ先の企業、自治体の了承を得ているのかについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条には、家庭から排出される一般廃棄物の処理は自治体に処理義務があるとされております。このため、従来は、行政みずからが施設整備を行い、施設を直接運営する、あるいは運営委託する公設公営方式が多く採用されてまいりました。しかし、平成11年、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関する法律が制定され、民間の資金、技術、経営能力を活用することを推進したことによって、民設民営方式、PFI方式が採用されるようになってきております。

民間事業者を活用した場合、事業方式によりますが、施設建設及び施設運営に関して民間事業者の自由度が拡大するため、自治体側の事業費の削減が期待できることとなります。このため、中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設の事業方式として、公設公営方式、PFI方式、民設民営方式のいずれになるかは現在検討中ではありますが、PFI方式、民設民営方式においては、固形燃料の加工や販売につきましては、民間事業者が責任を持って対応することとなります。

今後、いずれかの方式が採用されたとしても、製造された固形燃料の受け入れ先については、まずは徳島県内の民間企業を念頭に置き検討を行っているところであります。現時点においては、具体的な固形燃料の受け入れについて、直接、市といたしましては打診は

いたしておりませんが、民間企業における固形燃料の受け入れについては、新ごみ処理施設建設において非常に重要な事項であると認識しており、民間企業の動向を注視しながら、直接の打診も含めて慎重に進めてまいりたいと考えております。

4点目の本市のごみ処理施設が稼働する限り、永続的に製紙会社等が引き受けていただけるかについてでございますが、ごみ処理方式を検討する中でコンサルタント会社による調査を行っており、固形燃料としての受け入れは可能であるとの報告をいただいております。

新ごみ処理施設からの固形燃料は、定義上はRDFに当たりますが、生ごみについては、施設内で発酵、乾燥することにより分解されるため、主成分は廃プラスチック、紙となり、性質上は高品位なRPFとほぼ同等となるよう、そして固形燃料として民間企業に売却を行えるよう検討中でございます。

今後の見込みといたしましては、徳島県内でも、製造工程で多くのエネルギーを必要とする製紙会社に加え、さまざまな企業もございますので、新ごみ処理施設の固形燃料を利用していただけよう取り組んでまいります。

今まで化石燃料を利用している工場等におきましても、ごみ由来の固形燃料に置きかえることによるCO<sub>2</sub>の削減等、環境負荷が少なくなるというメリットがあり、地球温暖化対策推進に向けても効果的であることから、民間企業に積極的に利用していただけるものと考えております。

また、固形燃料として利用していただく期間については、民間企業が求める品質基準を満たすなど条件面を含め、企業との話し合いの中で相談していきたいと考えております。

最後に、5点目の固形燃料の売却先の企業、自治体の環境アセスメントはどのように対応するかについてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条において、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、事前に生活環境影響調査の実施が定められております。このため、令和7年度稼働予定である中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設につきましては、この法律に基づき、公設公営、PFI、民設民営のいずれの方式となっても、施設周辺の生活環境に十分配慮した対策を検討し、対応を進めていただけるもの、そして進めるべきものと考えております。

新ごみ処理施設の燃料化方式は、可燃ごみを燃やさず資源に生まれ変わらせるものであり、可燃ごみを発酵、乾燥させた後に選別し、固形燃料の原料として、その後、製品化された固形燃料は石炭の代替品となるものであります。このようなことから、固形燃料の売

却先の企業や自治体に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査の規定がないことから調査義務はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） 5問説明していただきましたが、順次再問していきたいと思います。

まず、1点目の具体的なスケジュールについては、全く具体性がない答弁の内容で、あきれております。本当に失望しております。進めなければならないのに、怠慢で何もしない、これは行政の不作为に当たります。民法第709条にこの条文がございます。多くの判例もありますので、じっくり読んでいただいて、何をしなければならないかということをお考えいただいたらいかがかと思います。

また、建設候補地につきましては、昨年度から繰り越し、今年度に決定するそうなのですが、市長の任期の半分を費やして、やっと候補地の選定ができることになります。

再問として、具体的な進行管理表、それをいつ提出していただけますか、もう提出はしない予定ですか。この点を1点目の再問としてお願いします。

3点目の固形燃料の受け入れ先の企業、自治体の了承を得ているかについてでございますけれども、ここで、今まで出てこなかったPFI方式とか民設民営方式という言葉が出てきましたけれども、これらは、例えば保育料を徴収する保育所とか、給食費を徴収する給食センターとか、そういう対価を得る場合には非常に有意義で、民間事業のノウハウを活用することができますが、純粹に行政サービスをやらなければならないごみの収集、処理事業については余りなじまないのではないかと思います。これは、非常に戦線が拡大しているようなもので、収益の見られない、また民間に責任転嫁するようで、さらに混沌とするようなことになるのではないかと心配します。

事ここに至って、相手の企業、自治体に接触をしてない、これも行政の不作为だと思います。いつ接触しますか、打診しますか。せんのならせん、するならすると、そういうことをはっきりしてください。

4点目の本市のごみ処理施設が稼働する限り、永続的に製紙会社等が引き受けていただけるかについても、ご答弁では、何ら確たる保証がない、ということは何にも詰まってないということです。こんな宙ぶらりんなまま進められては困ります。そして、民間企業という名字がやたら出てくる。主体性を持って取り組まないと、こういう嫌悪施設はできな

いですよ。今、そのこのところをきっちり踏まえていただければと思います。

最後に、環境アセスメントですけれども、これは環境アセスメントをするかしないかではないわけなんです。環境アセスメントをして、相手側の企業とか自治体の了解を得られるようにすると、これが第一義の本分なり業務でなかろうかと思います。それを踏まえんと、ただただ調査義務はないものと考えておりますというのは、これは全く答弁になっておりません。焼却処分する周辺地域の住民の理解はどのようにしているか、公害の出ないことを説明することに、この事業が前へ進むポイントとなってくるように思います。

5点まで質問して回答をいただいたわけなんですけれども、副市長の答弁には、企業への責任転嫁をしたり逃げの答弁が目立ちます。副市長が来てから、さらに進展するものと期待しておったわけなんですけれども、何か5歩ぐらい後ろへ下がったようなイメージを持っております。改めてここも見解をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 川人議員の新しいごみ処理施設につきましての再問をいただいております。順次ご答弁をさせていただきます。

まず、進行管理表ということで、それは、いつオープンといいますか、提出されるのかということでございます。

現在、検討会のほうで、さまざまな面でありますとか課題を整理しております。その最終報告的なものを今年度内に予定しておりますので、進行管理表につきましても、それとセットで提出できればなというふうには考えておるところでございます。

次に、企業に対して受け入れ等の打診はいつするのかということでございますけれども、検討会におきまして、さまざまな面を実際に検討していかなければならない、課題の整理をしていかなければならないということで、正直、コロナ関係のことで企業に対するアプローチというのが時間的にも制約をされていたというところもございますので、企業への打診については、できるだけ早期のうちに検討したいと考えております。

3点目ですけれども、私が来てから、かなり後退をしたのではないかというようなエールもいただいております。私も、できる限り、これまでの県庁での経験でありますとか、さまざまなネットワークを使って、この事業については誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、その点も含めまして、またよろしくお願ひしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） こういう嫌悪施設というのは、企業とか相手自治体との信頼感、周辺住民との信頼感、これが鍵を握ると思います。したがって、誠心誠意という副市長の答弁がありましたけれども、誠心誠意、今後とも取り組んでいただいて、そして、そういう住民との対話の積み重ねによって信頼を得ていくと、そういうふうな形で今後とも進めていただいたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、別な側面から一言申し上げておきます。

地方財政法には、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないとうたわれております。燃料化方式の場合は、経費的には、従来の一般的な焼却処分に比べて相当安い経費で焼却処分できると主張しています。二酸化炭素も地元阿波市では排出しないし、1万分の1ぐらいの可能性ですが、実現にチャレンジするのは大いに結構であると考えます。しかし、泥沼に足を突っ込んで市民を巻き添えにするのはいかがかと思います。

経費的なことを質問しなかったんで、最後に、こういう経費的なことを質問しました。世間には安物買いの銭失いということわざがあります。お金に目を奪われて市民サービスがストップすれば本末転倒です。燃料化方式は民間企業が参画しますので、ビジネスとして成り立つのか、いまだにずっと不安がつきまっています。

それでは、これで再問を終わります。

続いて、粛々と進めたいと思いますが、再々問に移ります。

藤井市長におかれましては、市政運営に対する情熱と意欲が満々で、多くの市民の信任を得て市長にご就任され、以来、3年有余が経過しました。この間、企業誘致や認定こども園、公民館など相次ぎ建設し、スマートインターの建設にもめどをつけました。自分でも納得のいく市政運営を行っていると思画自賛していることと思います。

しかし、モデルがある事業は円滑に進めますが、市独自の大規模プロジェクトで、市自身が知恵を絞り、市自身が工夫をし、汗をかく事業が迷走しています。この手の事業はどれも苦手のようです。その一つはスマートインターです。

そもそも、土成インターと脇町インターの間が18.8キロと少し間隔が長いので、国がスマートインターの設置を認めたことが始まりです。具体的な建設場所は、中間点から上り下り3キロの範囲内で絞り込むのが妥当です。現実には、土成インターから二、三分の市場町尾開地区です。次に、徳島、鳴門方面からの乗りおりだけの一方通行で、脇町、愛媛、高知方面は全くかわりません。私は、建設場所で効果半減。徳島、鳴門方面だ

けの中途半端な通行で、さらに効果半減。結局、私の採点は25点と評価します。

もう一つは、56億円をかけて建設した新庁舎とアエルワについてです。

ご承知のとおり、建物が引き渡された直後に外壁のタイルが剥がれるという問題、同時に欠陥箇所、不良箇所が95カ所も判明しました。5月の大型連休前にもタイルの点検補修を再度行っていました。建築士不在のまま取り組んだ大きなツケです。南海トラフ巨大地震に耐えられるか、今から心配しています。このほかにも、駐車場を区切りに区切って駐車台数が不足しました。このため、庁舎裏の農地を1反当たり700万円で購入し、1億2,000万円かけて公園の名目で駐車台数を確保しました。新庁舎及びアエルワの建設は、設計ミス、施工ミスを重ねております。私の評価は50点どまりです。

さて、問題の新しいごみ処理施設です。

新しいごみ処理施設は、公平、中立な専門家の意見を聞くこともなく、実現性調査を検証することもなく、とんでもない方向に強引に突っ走ろうとしています。本市は、行動力と対話の積み重ねによる愚直な努力を怠っております。県内5カ所の市町村、一部事務組合がごみ処理施設の改築期を迎えていますが、燃料化方式での施設建設を、現時点ではどこも計画していません。このことは、燃料化方式がいかに困難か、まずは不可能ということを物語っています。根本的な理由は、ごみの焼却処分を固形燃料化したとはいえ、他の自治体に引き受けていただくということ、本市は無理を承知で進めています。

もう一つは、民間企業が参画しますので、長期にわたり安定的なごみ処理が保障されない懸念があることと考えています。従来の焼却処分が最も安全で確実な方法と早く気づくべきです。

市長には、燃料化方式が明々白々に超困難と想定されても突っ走るのは、市長ご自身の責任が問われることになりかねません。民間企業でもトップが責任をとらされています。失礼ですが、ごみ処理事業に対するノウハウを持ち合わせていないのか、判断力が相当鈍っているのかと疑問に思っています。執行権を盾にこれ以上進めると、傷口を広げますよと注意を喚起しておきます。

私は、阿波市に生まれ、阿波市に育ち、阿波市民としての誇りがあります。市長には、固形燃料を有価物だと言い張って、ほかの市町村から後ろ指を指される、また泣きを見るようなことは避けていただきたいと願っています。ごみ処理事業に近道はないと断言できます。燃料化方式の事業スキームを専門家の意見を聴取して整理分析し、あわせて市幹部、一部事務組合担当者の能力、体制をしんしゃくしてなし遂げるかどうかを見きわめなけれ

ばなりません。本市に今足りないのは、行動力と対話の積み重ねによる愚直な努力です。吉野川市におくれをとっているのも、愚直な努力をおろそかにしているからであります。

そこで、2点お伺いします。

市長が昨年12月議会で燃料化方式を打ち出した直後に、同僚の組合議員に燃料化方式を議論したかどうかを尋ねたところ、初耳だと言っていました。そもそも、いつ開催した一部事務組合の最終意思決定機関である組合議会で決定したのか。そのとき、どんな意見が出たのか、ご答弁をお願いします。

次に、このまま進めるのか、あるいは県内全ての市町村、一部事務組合が取り組んでいる従来のストーカ方式で進めるのかの市長のご決断を改めていただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員からは、新ごみ処理施設についてご質問をいただいております。

その中で、燃料化方式について、いつ組合議会のほうで承認していますか、答えをいただいたかということでございます。これにつきましては、12月に開催されました組合議会において、構成する阿波市の組合議員、そして上板町の組合議員、そして板野町の組合議員に、この方法を申し上げまして賛同をいただいたところでございます。

次に、この方式については、平成17年に供用を開始してます、このごみ処理施設につきましては、地元協議会等々と交わしました協定書によりまして、稼働期間は2025年7月までの20年間と定められているところでございます。こうしたことから、現有施設の稼働が停止する5年後に、中央広域環境施設組合から脱退を表明している吉野川市を除く本市と上板町、板野町との間で引き続き広域処理を行うため、平成30年8月2日に発足した新ごみ処理施設整備検討会におきまして、現在まで15回の検討会を開催し、処理方式につきましては、環境保全性、安全性、経済性にすぐれた燃料化方式に決定し、先ほど申しましたように、昨年12月に開催した3市町の中央広域環境施設組合議員各位に提案を行い、ご承認をいただいたところでございます。

この燃料化方式でつくられる固形燃料は、化石燃料の代替品として使用することはもとより二酸化炭素排出量が約33%削減されることなどから、地球温暖化対策や循環型社会の構築に大きく寄与できるものと考えております。

なお、以前から議員ご提案のストーカ方式につきましては、日本全国で最も採用されて

いる処理方式であり、各プラントメーカーが数多く取り扱われております。しかしながら、この処理方式は、現在、中央広域環境施設組合で行っておりますガス融炉方式と比較してみますと、ダイオキシン類を初めとする有害物質の測定数値が、国の基準には達しているものの、現施設をはるかに超える有害物質を排出することが予想され、このような施設を新たに建設するとなれば周辺住民の同意を得ることは非常に困難であり、ストーカ方式を予定している県内自治体の例を見ましても、暗礁に乗り上げているケースが多々見受けられ、本市においても同様の結果となる可能性が容易に想像できるところでございます。

このようなことに鑑みまして、新ごみ処理施設の処理方式につきましては、3市町の組合議員各位にご承認をいただいた環境保全性、安全性、経済性にすぐれている燃料化方式が最善の処理方式であると考えております。

また、建設候補地につきましては。新ごみ処理施設整備検討会において協議を重ね、近いうちに最優先候補地の報告ができるものと考えております。

ごみ処理施設は、私たちが生活する上で必要な施設であることから、引き続き3市町で組織する新ごみ処理施設整備検討会において、今後のスケジュールなどについて十分協議を行うとともに、2025年7月供用開始に向け、鋭意取り組んでまいります。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○9番（川人敏男君） いわゆる一部事務組合の組合議会には、12月に市長がここで発表なさって、それ以後に早急に了解をとったと、こういうことに受けとめておきます。

それから次に、非常に経費的にも、いろんな条件が、燃料化方式のほうがよいと市長ご自身でご判断して、今回も燃料化方式でいくということを再度ご答弁いただいたわけなんです。私は、コロナの問題を見ても、大体困難な事柄に直面したリーダーとして、例えば大阪府の吉村知事や東京都の小池知事は、最悪のことを想定して現状に手を打っていくことでの確な成果を上げております。一方、阿波市のごみ処理施設は、都合のよい条件を並べたてて、素人判断で燃料化方式を決めています。大きな問題を抱え込むことになりはしないかと、依然として私は心配の種が尽きません。

さらに、鴨島町は施設の建設の候補地を決めて、地元へも相当入っていきますんで、いわば処理施設ができ上がるのは相当時間的なずれがあると思います。当市の現在の施設は、これは今言よる阿波市、板野町、上板町に加えて、吉野川市のごみの総量を想定してつくった施設であります。したがって、今回、時期がずれて吉野川市がみんなのいまして

うと、非常にごみの施設の運営が、金銭的にも、また施設の内容も相当無駄になり、経費も余計かかると、こういう結果になろうかとも思います。現時点では、ほとんど明らかになってないと、燃料化方式で進むという確約がとれてないと、こういう中で、ずるずるずるずる日にちだけ過ぎていきよるような気がして残念なんですけれども、今後とも燃料化方式でいくのであれば、そういうことをスムーズにできるように、市長みずから現場へお寄りって話し合いをすると、こういうふうな努力を望みたいと思います。

こういうことで、今回の私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで9番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

2番北上正弘君。

○2番（北上正弘君） マスクをとらせていただきます。議席番号2番北上正弘、令和2年第2回阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回通告したのは3点ありまして、1点目は障害者手帳の更新について、2点目は災害に備えての準備について、3点目は防犯カメラの設置についてでございます。

早速質問に入らせていただきたいと思います。

1問目の障害者手帳の更新についてでございます。

障害者手帳の説明をしますと、3種類ありまして、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、その3点でございます。それぞれ等級があり、更新時期も、手帳の種類や等級で2年から10年と幅広く設定されています。更新が近づくと事前に通知が届き、更新に必要な書類を準備しなければなりません。その必要な書類の中には診断書があり、普通の診断書ではなく、指定病院の医師の診断が必要になります。ちなみに、診断書を書いてもらうのに1万円程度の経費がかかります。指定病院といっても、主にかかりつけの病院ですが、高校を卒業するまでは、香川県の善通寺市にある国立のこども病院に通っている方が多いと聞いています。高校を卒業する前に次の病院を紹介してもらうことに

なりますが、障害の種類や度合いによっては、地元から近くの病院ではなく、遠い場所の病院になることが多いです。診断書を書いてもらうのに、平日の予約で病院に行って診察してもらい、後日診断書をとりに行くか郵送してもらう方法がありますが、一度は病院に行かなければなりません。更新には、市役所の窓口で、診断書を含めた必要書類をそろえて期限までに提出します。それが更新の流れになります。

今、例に挙げたことは一部で、工作中や車での事故により手足が不自由になる、病気の後遺症で障害が残った方など、いろいろな方がいらっしゃることを承知ください。

新聞の見出しに、障害者手帳更新に必要な診断書の取得費助成制度の記事が載っていました。その内容ですが、残念ながら徳島県のことではなく、隣の香川県のさぬき市の記事でした。診断書取得に必要な経費を、手帳の種類や等級によって上限を決め、5,000円や3,000円の助成をする制度の内容でした。高松市にも同様の制度は確認しています。阿波市社会福祉課に確認したところ、その助成制度はないとのことでした。

ここで1点目の質問、阿波市での障害者手帳の保持者数は何人おられるのか。2点目、障害者手帳の更新に必要な診断書の取得費の助成制度を検討していただきたい。この2点の答弁を一括でお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 北上議員の一般質問、障害者手帳の更新について2点ご質問をいただいております。順次お答えいたします。

初めに、1点目のご質問の阿波市での障害者手帳の保持者数についてお答えいたします。

先ほどの議員のご質問にもございましたが、障害者手帳には、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3種類があります。本市における令和2年3月31日現在の障害者手帳保持者数は、身体障害者手帳が1,896人、精神障害者保健福祉手帳が1,92人、療育手帳は441人となっております。

次に、2点目のご質問の障害者手帳等の更新に必要な診断書の取得費の助成制度の検討についてお答えいたします。

現状といたしましては、国、県からの助成制度はなく、各手帳の更新に必要な診断書料金は、手帳保持者の実費負担となっております。こうしたことから、まずは近隣県や県内の導入状況を踏まえた上で助成金制度の内容等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

阿波市内での手帳保持者数は、3種類合わせて約2,500人おられるとのこと。3人家族として約7,500人、阿波市人口が6月広報で確認したら3万6,891人ですので、計算すれば、阿波市人口の約20%の方が本人とその家族にしかわからない、目に見えない心労を抱えています。ぜひとも障害者本人及びその家族の精神面、経済面の負担を軽減できる制度を前向きに取り組んでいただきますようお願いし、この質問を終わります。

続きまして2番目、災害に備えての準備について。

コロナウイルスが猛威を振るっています。まだまだ油断ができない状況であります。コロナも怖いのですが、ここ最近、日本各地で小さい規模であります。地震が頻繁に発生しています。梅雨に入り、豪雨被害に遭っている報道もされています。今、この状況で南海トラフの大地震が起こればと思うと、想像もつきません。

そこで、いろいろな想定をしながら災害に備える準備をしていかなければならないと思います。以前、私が、災害に強いガスヒートポンプエアコンの導入を検討してはとの質問に対して、検討していきますとの答弁をいただいております。今回は別の角度の質問をします。

これもまた新聞に、災害時は非常用電源にとの見出しの記事が載っていました。内容は、埼玉県朝霞市の市役所敷地内に、太陽光と風力で発電された自然エネルギーの電力をバッテリーに充電し、夜間はLED照明が自動で点灯する独立電源型の街路灯が設置された。街路灯の上の部分には風力発電装置と太陽光パネルがあり、昼夜問わず安定した発電が可能とある。災害時の非常用電源として有効で、コンセントが装備されているので、携帯電話などの充電もできるとありました。その記事には街路灯と書いてありましたが、災害時の担当や防犯灯は危機管理課なので、ここでは防犯灯として話をします。

そこで、災害に備えての準備の1点目の質問で、避難場所などに災害時の非常用電源を確保するために、太陽光と風力発電を兼ね備えた防犯灯の設置を検討していただきたい。答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 北上議員の一般質問2問目、災害に備えての準備につい

での1点目、太陽光と風力発電を兼用している防犯灯の設置を検討してはについてお答えいたします。

本市におきましては、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全や安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一定の基準を設け、周辺住民や地権者の方から同意が得られた場所に防犯灯を設置しております。

本市における災害の備えとしましては、吉野、土成、市場の交流防災広場には、太陽光発電によるLED防犯灯を設置しております。また、阿波地域交流センター前に設置しているLED防犯灯は太陽光発電による蓄電池を備えており、災害時において避難路の明かりを確保するとともに、非常用電源として携帯電話などの充電ができるコンセントを2個装備しております。

議員ご質問の太陽光と風力発電を兼用した設備につきましては、昼間の太陽光だけでなく、夜間は風力により発電されますので、常時安定した電源を確保することができ、避難所における非常用電源の確保に効果的であると考えています。

しかしながら、2つの発電機を搭載した機器になりますと、機材等も高額になってまいります。また、太陽光発電の設置場所に比べ風力発電につきましては、ある程度の風速を考慮し、設置場所を選定する必要がございます。各指定避難所の防犯灯の設置状況を踏まえながら、費用対効果について十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁いただきました。

この防犯灯は、本体価格は少し高額になりますが、近くに電柱がない場所でも電線工事が不要であり、簡単に言えば、持ってきて置いたら、即、設置完了となります。使い方次第でいろんな分野に役立つと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、災害に備えての準備についての2点目の質問ですが、コロナの影響が心配される中、災害が起これば避難所生活をしなければならない状況になります。緊急事態宣言は解除されていますが、密集、密接、密閉の3密は継続していかなければなりません。

ここで、阿波市として、避難所生活をする想定を考えて、どのように3密を防いでいくのか、答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 北上議員の一般質問2問目、災害に備えての準備につい



ての再問、避難所の3密をどう防ぐかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の第2波が懸念される中、台風や豪雨災害、また南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震も見据えた避難所運営における対策が必要であると考えております。

こうした中、災害が発生し、避難所を開設する場合には、クラスターの発生しやすい3密の回避や衛生対策を徹底するなど感染症対策に万全を期することが重要となります。具体的な対策としましては、新型コロナウイルス感染症の発生や蔓延防止対策として、各町1カ所の指定避難所に約70世帯分のパーティションを設置し、避難所でのスペースの確保を図ります。また、このパーティションは、更衣室や授乳室、簡易トイレ室にも対応することができ、今後におきましても、計画的にパーティションの購入を進めてまいりたいと考えております。

一方、発熱やせき等の症状が出た方については、サブ避難所として、市有施設の会議室や大型テントを利用してスペースの確保に努めます。また、テントや車中泊を活用した分散避難も念頭に置いて、安全で安心な避難生活ができるよう早急に検討を始めます。

今後におきましては、阿波市避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営に係る事前準備や避難所での運営体系について、医師会を初めとした医療専門家から知見をいただき、自治会や自主防災組織などの地域団体と市職員が連携して迅速な対応が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁をいただきました。

いろいろな方法を考えていただき、少し安心しました。

今年は、コロナの影響で、阿波市内の小校区の防災組織による防災訓練が各組織の判断で中止になっています。私が所属する林小学校区の防災訓練も同様に中止となりました。防災・減災の基本の3原則、自分の命は自分で守る自助、隣近所の人と助け合う共助、行政が支援する公助、その3原則をそれぞれがレベルアップをしていかなければならない時期に来ていると思います。その上、3密まで気にしなければならなくなり、より一層の準備が必要となりますので、よろしくお願いします。

これで2点目の質問を終わります。

続きまして、3問目の質問ですが、防犯カメラ設置についてでございます。

以前、坂東重夫議員が一般質問した中で、学校周辺や通学路に防犯カメラの設置を要望され、去年から防犯カメラの設置が進んでいます。今回、阿波市内で人が集まりやすい公園や観光名所であります土柱などに防犯カメラを設置していただきたい。

全国各地でさまざまな犯罪や事件がニュース等で報道されています。その犯罪や事件の解決に有効な決め手になるのが、防犯カメラやドライブレコーダーなどの映像であります。阿波市でも数年前に、防災無線などで不審火騒動や行方不明者の放送がされたりしていました。最近では、私も確認していますが、土柱の散歩コースにも嫌がらせをされたと聞いています。少しのいたずらでも、エスカレートすれば重大な事件、事故につながる可能性もあります。そういうことも踏まえて今回の質問とします。答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局长。

○危機管理局长（吉川和宏君） 北上議員からの一般質問3問目、防犯カメラ設置についての阿波市所有の公園や人が集まりやすい場所、土柱などに防犯カメラを設置してはについてお答えいたします。

本市では、近年の防犯意識の高まりから、登下校中の児童・生徒を犯罪、事故被害から守るため、撮影による犯罪抑止効果を目的として令和元年度より防犯カメラ設置事業を実施しております。

防犯カメラの設置状況につきましては、地域の自治会にもご理解、ご了承をいただき、市内10の小学校区に各1台、合計10台を通学路に設置しており、今年度も同様に10台の設置を予定しております。しかしながら、本市が管理する公共施設への防犯カメラの設置は宮川内河川敷公園の1カ所のみで、町なかにおいては、一部のコンビニエンスストアなどの民間事業所が設置しているものに限られているところです。

公園などへの新たな防犯カメラの設置につきましては、防犯カメラの役割が地域の見守り活動の補完となり、さらには撮影による犯罪行為の抑止を図る効果があることから、今後の設置計画に位置づけ、警察や学校関係者、公園管理者や道路管理者など関係機関のご協力をいただきながら計画的に事業を検討してまいります。

市民の皆様の安全・安心なまちづくりを確保するため防犯体制の充実強化を図り、犯罪の未然防止に全力で努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） 答弁をいただきました。

計画的に事業を検討していただけるとのことですので、非常に安心しました。犯罪や事件の抑止力にもなればと思っています。

先ほどの太陽光と風力発電を装備した防犯灯にオプションで防犯カメラが取り付け可能とありましたので、その点も視野に入れて進めていただければと思います。

質問は以上であります。最後に提案として、今回の1人当たり一律10万円給付金の申請と入金時期が、近隣の市、特に吉野川市、美馬市に比べると1週間から10日以上出してくれた感がありました。市民より、申請書類が届いた時期に美馬市では入金が始まっている、申請しているのですが、入金完了通知が届いたと思ったら市民税の振り込み用紙だったなど不満の声や非常に厳しい声をたくさんいただきました。今後、同様の政策がないとは言えません。

そこで、一律10万円給付のように、市町村が実施する場合、最低でも近隣の市と連携を密にして、3密は控えていただいて、連携を密にしていただき、実施する時期に差が出ないように取り組みをしていただきたい。三人寄れば文殊の知恵とあるように、たくさんのすばらしい知恵を出し合っていただきたい。市民の声を全て反映させるのは難しいと思いますが、一律給付金10万円、水道料年間無料など例を挙げれば切りがないのですが、そういう声がありますので、市長の思い切った決断を期待し、提案とさせていただきます。

これで今回の私の一般質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（14番 江澤信明君 早退 午後0時05分）

午後0時05分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） マスクを外して質問させていただきます。議席番号7番日本共産党中野厚志、一般質問を始めます。

議員になりましてから今回でちょうど9回目になります。今回、4つ質問するんです

が、以前に質問した内容もありますが、またよろしく願いいたします。

1 番目に、社会福祉について。

コロナウイルス感染予防のため、政府は緊急事態宣言を発令し、学校の全国一律休校、大規模イベントの中止を要請してきました。不要不急な外出や3密にならないよう人が集まることへの自粛も要求してきました。命を守るための感染拡大防止のための自粛要請は仕方ないにしても、そのために、観光、宿泊、交通業界、小売、飲食業者、中小規模事業者、自営業者は、営業の機会の縮小や市場の喪失による収入が途絶え、経済的危機に瀕しました。

現実には、私が住んでいる実行組も、毎年、近くの観光施設で行っていた花見の宴会は中止、観光シーズンには朝早くから出発していたバス会社のバスも、今年は4、5月にはいつも整然と車庫に並んでいました。土柱ボランティアガイドとしての仕事も、全く年が明けてからはありませんでした。近くの飲食業者のご主人にコロナの影響を聞くと、収入は5割減、融資を受けたら返済しないといけないので融資は受けない、厳しいけど頑張るといふ返事でした。また、新聞で隣町の観光施設の倒産の記事、コロナの影響は十分身近に感じます。

以前から我が党は、自粛と補償はセットで、自粛を要請するなら、必ず補償してくれというふうに言っていたんですが、とにかく安倍政権のやってることは、補償が遅いし、徹底できてませんでした。まだ10万円の給付金が出たので、本当に救われました。本市も1億9,000万円の国庫支出金と1億円の基金からの繰入金を合わせて2億9,000万円の補正予算を組み、コロナ対策で、いろんな方面で助成や給付等を行っていますが、特に生活困窮者に対しては、どのように支援を行っているか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の一般質問、コロナの影響の中、本市の生活困窮者に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

経済的理由などから生活、仕事、健康などに課題を抱える方を支援する制度として生活困窮者自立相談事業があり、本市では、この事業を阿波市社会福祉協議会に委託しております。この事業は、くらしサポートセンター阿波に専門の相談員が配置され、生活全般の不安や悩み事の相談を受け付けており、一人一人の相談内容に応じた支援方法を判断した上で活用できる各種サービスや情報提供及び助言を行ったり、継続的な支援が必要な場合は、問題解決に向けた支援計画を作成し、自立した生活が送れるように支援するもので

す。

令和2年4月と5月の相談件数は合計で54件で、うち新型コロナウイルス感染症の影響による相談件数は53件あり、生活福祉資金の利用状況は、新型コロナウイルス特例貸付緊急小口資金が41件、新型コロナウイルス特例貸付総合支援資金が12件あります。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が発生していることから、市民の皆様からの相談について、関係機関と連携し、プライバシーにも十分配慮しながらスピード感を持って個別の問題解決を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

相談件数が53件、緊急小口資金が41件ということで、収入が減少し、生活に困っている市民の存在がわかります。

生活困窮者に対して私たちができること、やらなければいけないことは何でしょうか。私は、生活保護制度の活用を呼びかけることだと思っております。生活保護制度を利用する人をふやすということは、そのお金が地元落ちるということで、地域経済を支えるという考え方もできます。どんどん利用すべきだと思います。

都会に比べたら、阿波市は、いろんな面で条件が違いますが、ここに4,000人という数字があります。これは、ネットカフェ難民と言われる人たちの1日当たりの人数です。東京都が2年前に調査結果を公表しました。そしてホームレスの存在、国民を切り捨て、貧富の差を拡大する政治の悪さの象徴です。

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障を具体化したものですが、本当の権利になっていないのが日本の現実です。生活保護の捕捉率、つまり、生活保護を利用できる人のうち、どれだけの人が実際に利用できているかをあらわすものですが、政府の統計でもせいぜい4割程度、学者、研究者の専門家に言わせると、一、二割程度しか捕捉できてないとしています。

なぜそんなに少ないか。問題点として2つ上げられます。

1つは、リーマン・ショック以後、生活保護利用者を劣悪な無料、低額宿泊所に押し込め、保護費を巻き上げる貧困ビジネスが横行、時には政治家が生活保護たたきの世論をあり、かつてお笑い芸人のお母さんが生活保護を受けたことに対するバッシングがありました。そういうことによって、保護利用者に対する社会的スティグマ、差別や偏見の対象

にし、負の烙印を押す、そういうことが形成されているところです。

もう一つは、現在、2020年1月現在で日本で生活保護を利用している人は207万人です。この数は減少しています。なぜかというと、2013年と2018年に生活保護基準の引き下げと制度改悪を強行したからです、政府が。現実には、阿波市の場合は380世帯が生活保護を利用していますが、私の身近な人でも、給付金をいただいて、次の給付金をいただくまでにお金がなくなると、私はそのときはじっとしています。どうしてですか、動くとおなかがすくからとか、お金がかかるから、テレビはつけない、ケーブルテレビのお金が必要。それから、もし捨てるような野菜があったらくださいということも言うこともあります。また、お米屋さんに行って、10キログラム入りが1,500円というお米を買っています。中国人の方たちも買っていますが、これはどういうお米なんですかと聞くと、最初、いいお米をふるいにかけてときに出る、ちょっと品質の悪いお米、それを集めて売ってるらしいです。そういうふうに非常に節約している。300円で乗れる公共交通のデマンドも使わない。ドイツでは政府が、誰ひとりとして最低生活以下に陥ることがあってはならないと政府が呼びかけています。

今、私が言ったように、国の基準での生活実態はこういうものです。この生活実態について、この基準は本当に憲法で保障する生存権の保障になっていると思いますか、市長の答弁をいただけたらありがたいです。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員のご質問でございますが、私の個人的な意見で申し上げますと、市として、できる限りのことはしていきたいと思っております。市民の方が、これからも幸せに暮らせるような努力は市として、行政としてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） ありがとうございます。私の願いは一つです。国の基準があるかもしれませんが、ぜひ市独自の基準をつくっていただきたいと思います。

以上で1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問に移ります。

子育て支援について。

昨年10月、消費税が8%から10%へ増税されました。同時に、3歳から5歳児の保

育料が無償化されました。小・中学校は、もちろん義務教育なので授業料は無償です。しかし、給食費、教材費、テスト類、部活動等をやっていけば、そういうお金がかかり、毎月1万円近くのお金がかかってくることも聞かれています。勤務経験があるので、小・中学校は親の負担の予想は大体つきますが、大変です。保育料や給食費の無償化は、子育てするなら阿波市をスローガンにしているなら、ぜひ最重要検討課題として認識すべきではないかと私は思っています。

2年前の6月議会で私は、小・中学生の給食費を全部無償化したら幾らかかるかという質問に、小・中学生2,555名の給食費を無料にすると1億3,000万円が必要と回答しておりました。昨年の6月議会では、幼保の児童を無償化したら幾らかかりますかと聞くと、480名の給食費を無料にすると2,800万円が必要という回答をいただいております。が、私の頭の中は、いつも給食費の無償化です。

最近の情報で、イギリスでは、子どもたちに給食を無償で配っていたんですが、夏休みになったら、そういう約束がないから配らないというふうに政府は言っておったんですが、最近、サッカー選手の訴えでイギリスの世論が盛り上がり、夏休み中も162億円をかけて130万人の子どもに給食を提供することになりました。

現在、日本の場合を見てみると、国は給食費について、3歳から5歳児は実費、ゼロ歳児から2歳児は高い保育料に含め、保護者負担を求めています。それに対して本市では、どのように保護者負担の軽減化や無償化のために手だてをしてきたんでしょうか、お答えください。

(12番 吉田 稔君 入室 午後1時17分)

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の一般質問2問目、阿波市の保育料の軽減、無償化の実績についてお答えいたします。

初めに、本市の保育料の現状について申し上げますと、昨年10月の教育・保育の無償化制度の導入により、3歳時から5歳児については保育料が無償となっています。一方、ゼロ歳児から2歳児については、この制度の対象に含まれないことから保育料をご負担いただいております。

さて、議員のご質問であります本市の保育料の軽減につきましては、合併当初から市独自の保育料の負担軽減に取り組んでまいりました。保育料を決める算定基準は、入園される世帯の所得階層に応じて決定をされますが、この所得階層は、国が8階層であるのに対

し本市では10階層として構成しており、よりきめ細やかに設定することで負担軽減を図っております。一例を申し上げますと、本市には入園している世帯が最も多く該当する国の第4階層では、保育料が3万円になるのに対し、本市の階層では第5階層に該当し、保育料は1万7,800円と、国の基準と比較して約4割の軽減となっています。

また、国は、ひとり親世帯、同時入所、多子世帯に軽減措置を行っておりますが、本市では、さらにこれら軽減措置に加え、ひとり親家庭などへの上乗せ軽減や第3子以降の無償化を実施しており、全ての軽減措置を合わせた直近の保育料では5割の軽減を行っていることになります。

今後におきましても、子育てするなら阿波市をスローガンに、安心して子どもを育てる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございます。

子育てに関しては、市独自の基準の10階層の保育料表や、ひとり親家庭、多子世帯等の軽減事業で保護者の負担を減らすきめ細かな手だてが実施されてきたことはよくわかりました。引き続き、また子どもたちや家庭の実態を考慮し、いろんな面での軽減とかに取り組んでいただけたらと思います。

子育てに関しては、予算計上に関する質問があります。

本市は、コロナ対策として1億9,000万円の国庫支出金を交付されました。その中から、妊婦応援特別給付金として、1人1万円として昨日の議会で314万2,000円が組みれているという答弁がありましたが、300人という数字の根拠はどこから出たのか、教えていただきたいんです。なぜかという、今年の阿波市の出生数が、たしか147です。なぜそんなにたくさんの数字が要るのか。前もって妊娠したことがわかっただけ、そんだけ数が要るのか、よくわかりませんが、一つは、その300という数字がどういう根拠で出たのか、教えていただきたい。

もう一つ、隣の上板町は国庫支出金が8,228万円で、本市の半分もありません。しかし、臨時特別出産祝い金として特別定額給付金の非該当となる令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子どもに10万円を給付します。それに比べると、阿波市の1万円はとてまもなく感じます。なぜ1万円という値段が出てきたのか。そういう点の根拠とか基準についても、もしわかっただらお答えください。



以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 中野議員の再問にお答えしたいと思います。

本市で、先日補正で議決をいただきました妊婦臨時特別給付金支給事業に関しまして、対象人数でございますが、この事業に関しましては、4月1日現在の妊娠届の方107名、それと3月31日までに妊娠届を出された方に対しても対象となりますので、見込みで180名を見込んでおります。約280名を見込んでおりますので、転入などを見込みまして約300人とさせていただきました。

また、1万円という基準を定めさせていただきましたのは、妊娠の方は育児用品等が必要となるため、家計の支援を行うために前もって1万円を支払うということにさせていただきました。また、ゼロ歳児から18歳までも引き続いて1万円の支給もありますので、継続して支援ができるような体制を考えてさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今の説明で大変よくわかりました。ありがとうございます。そういう考え方で金額とかが決められてるって、また統計があったということがわかりまして、ありがとうございます。こういう形で、とにかく名実ともに子育てするなら阿波市と言われるように、またよろしく願いいたします。

それでは、3番目のごみ問題について移ります。

昨年の3月議会に続き、ごみのポイ捨て問題について質問しようと思いましたが、条例を制定し、違反者に罰金を科する制度をつくっても、市民のごみに対する意識の向上がなければ解決できない問題だと感じたからです。でも一方では、ボランティアで環境保全活動をしていただいている方たちのおかげで美しいまちづくりもできていると思います。が、より一層の環境美化を進めるための市の考え方を聞きたいと思います。ごみのポイ捨てに対する監視、指導体制がどうなっているのか、また今年度の取り組みについて教えてください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問3問目、ごみ問題について1点ご質問をいただいております。

ご質問のごみポイ捨て等に関する監視、指導体制及び今年度の取り組みについて答弁をさせていただきます。

このごみのポイ捨て問題につきましては、阿波市だけでなく全国的な課題でもあります。特に、空き缶や空き瓶等の不法投棄は後を絶たない状況にもありまして、人目につきにく場所では、最初は少しのごみでも、次第に家電製品などの大型ごみ、産業廃棄物不法投棄につながっていく傾向もございます。こうした状況から、市民の方の快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的といたしまして、平成17年に阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例が制定されております。

このような中、市内の環境保全に関するボランティア団体等とともに、国道沿いや吉野川を初め、善入寺島や各河川での清掃活動も行っております。また、毎年11月には、4町を順番に投棄の多い箇所での集団清掃も行っており、今年度は阿波町での実施を予定しております。

廃棄物の不法投棄は、環境問題に関しては個人のモラルによって大きく左右されることから、このような市民、事業者、行政とのパートナーシップによる活動の広がりはとても重要であると考えております。

監視、指導体制につきましては、現在、環境衛生課職員によるパトロールを毎月実施しておりますが、より広い範囲をカバーするためには、ごみ収集作業員や建設課現場作業員等の協力を受けて、市内巡回時に発見したごみの記録等を担当者に報告していただく体制を持つなど、投棄ごみの早期発見を進めるとともに、また広報阿波によるポイ捨て防止の周知活動にも努めてまいります。

今後、市民の皆様や関係団体との連携をさらに強化し、ポイ捨て防止に向けた効果的な取り組みについて検討を進め、豊かな自然環境の保全、市民の皆様が住み続けたいと思える環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今年度は阿波町で集団清掃が実施される予定ということがわかり、地元をきれいにできるといふ喜びがあります。

以前から、地域の方から不法投棄がひどい、それを監視、注意、指導したくても、われらには権限がないと言われました。環境美化を積極的に進めようとしてくれる、こういう

貴重な方を担い手として育て、活躍していただけるようにする必要もあ​ると思​いました。一方で、その方々には、不法投棄を見つけたら、すぐに警察に連絡してほ​しいと​願​いをしました。不法投棄は、国の法律で犯罪行為として厳​しい罰則が科せられてい​ることも伝​えま​した。今後、他県で行われてい​る環境パトロール隊づくりとか環境美化促進の政策が進められるよう​に願​いをし​ます。

次に、4番目の質問に参ります。

国保税について。

国民健康保険制度への加入者は、ご存じのよう​に、以前は農林水産業や自営業者が多か​ったんですが、現在は年金生活者、非正規労働者で80%を占めてい​ます。平均所得の低い人たちです。コロナウイルス感染の影響で仕事がなくなったり、収入の道が閉ざされて苦しい生活を送っている人も多​い​のです。その実態を鑑み、国から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係​る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてという通知があり、本市も、それを受け条例改正を行い、対応して​い​ますが、その内容について教えていただきたい。

コロナの影響により収入が減少した被保険者等に係​る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてと、続けて保険税減免に係​る周知広報や申請受け付けについて、どのよう​に配慮していくのか、よろしくお願​い​し​ます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問4問目、国保税についての1点目、コロナの影響により収入が減少した被保険者等に係​る国民健康保険税の減免に対する財政支援について及び2点目、保険税減免に係​る周知広報や申請受け付けについてを順次答弁させていただきます。

1点目のコロナの影響により収入が減少した被保険者等に係​る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてでございますが、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を4月7日に閣議決定し、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し​て国民健康保険税の減免を行うこととしてお​り​ます。

本市におきましても、国の方針に基づき条例改正等を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係​る国民健康保険税の減免措置を行います。減免の要件につきましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生

計維持者の事業収入、給与収入等の減少が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上あると見込まれる場合のいずれかとなっております。また、減免の対象となる税につきましては、令和元年度及び令和2年度分の国保税でありまして、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている税となっております。

国の財政支援の対象となる減免措置は、国の国民健康保険災害等臨時特例補助金交付要綱に基づき、特別調整交付金等により税込減少分の全額を補填していただけることとなっております。

次に、2点目の保険税減免に係る周知広報や申請受け付けについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免に関する周知方法につきましては、広報阿波7月号に新型コロナウイルスに関する支援制度の紹介と一緒にご案内をさせていただくほか、6月からは阿波市のホームページへの掲載やACNの文字放送などで広く周知を行っております。具体的には、市のホームページでは減免の制度内容を掲載しており、その他の周知方法としましては、7月に送付する令和2年度国民健康保険税納税通知書の中に新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免制度についてのご案内を同封いたします。

申請の受け付けとしましては、市役所税務課窓口での受け付けができ、減免申請書と必要書類の提出をしていただきます。また、感染症予防対策として、市のホームページから書類をダウンロードしていただき郵送での受け付け、こちらも行っております。税務課におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る支援策として、減免措置のほか、納税の猶予や納税相談も行っております。

今後におきましても、新型コロナウイルスの影響により生活に困った方に対しご支援をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁いただきました。

今回のコロナの影響で、厚労省より4月8日に、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてという通知で、前年の所得の合計額が400万円以下であること、また300万円以下は全額免除になるという通知です。阿波市では、このまま感染者が出なければ必要ないところもありますが、全国の自治体によっては、感

染の疑いのある国保被用者に傷病手当金を支給するために条例を改正しているところもございませう。周知広報をしっかりとやっていただくとともに、市民の実態の把握に努め、より多くの減免申請書が提出されるよう配慮をよろしくお願いします。

コロナに関係なく、私ごとですが、今年も高い高い国保税徴収の通知が来ると思うと、とても心が暗くなります。徳島県でも15の自治体の国保税が値上がります。阿波市は入っていませんね、と思います。

最後ですが、ワンパターンで言いますが、私の願いは一つ、国や県の言いなりではなく、市の裁量でできるなら、来年からと言わず、今からでもコロナ対策を兼ねて条例改正し、均等割、平等割、資産割をなくしてください。なくしてくれるまで私は言い続けますということを宣言して質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

4番坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 失礼して、マスクをとって質問をさせていただきます。議席番号4番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

最初に、新たな国難と言われております新型コロナウイルス感染拡大については、国において、去る5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたところではありますが、まだまだ終息への道のりは遠く、第2波、第3波が懸念されているところでもあります。世界中の問題ではございませうが、日本国内でもさまざまな方面で甚大な被害を受けております。そのような中、国と地方がスピード感を持って連携し、感染拡大防止に取り組み、一日も早い終息を願っております。

それでは、最初の質問、公共施設のマネジメントについてであります。

皆様ご存じのこととは思いますが、今後、少子・高齢化が進展していく中で人口が減少し、合併市であります阿波市も、合併による財政支援措置の2本柱である普通交付税の合併算定がえも今年度をもって終了し、来年度からは一本算定となります。合併特例債につ

いては、2025年度まで限度額はあるものの活用可能であります。しかしながら、財政状況も厳しくなることは明らかです。

このような現状下、これまで引き継がれてきた公共施設全て維持、更新しようとするれば、その中には利用されていない施設もあり、今は利用があったとしても将来的には利用が厳しい施設も含めて、それらを全て今後持ち続けることが大きな財政負担を強いられます。そのことは、将来世代への大きな負担を背負わせることにもなるとして、現在及び将来にわたって施設が本当に必要なものか、価値あるものかをよりすぐって継承していくこととして、平成28年度には阿波市公共施設等総合管理計画、平成27年度末で372の施設に加え、道路、橋りょう、公営住宅、水道等も含め、今後の管理する総合的な基本方針を定め、公共施設については3点の基本方針を策定しております。

続いて平成29年度には、施設ごとの将来への方向性を明記した阿波市公共施設管理個別計画を策定しております。計画期間は平成30年度より20年間とし、5年ごとに見直すこととしております。

それでは、1点目の現状と課題について質問をいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 坂東議員の一般質問の1問目、公共施設のマネジメントについて、1点目の現状と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

阿波市公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間とし、計画内容は、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて計画期間中においても見直しを行うものとしております。この総合管理計画の個別計画である阿波市公共施設個別管理計画は平成29年度に策定し、公共施設の老朽化への対応や人口減少及び高齢化による需要の変化等に対応するため、計画の対象となった264施設にマネジメント事業として施設の除却、統廃合、地元等への譲渡、利活用と将来的な方向性の振り分けを行い、今年5月末現在249の施設となっております。

まず、除却を行った施設として、旧吉田荘の建物2棟を平成31年1月に解体し、その跡地を社会福祉法人に貸し出しを行っております。このほかにも、旧吉野支所分庁舎、市場ふれあいセンター、吉野一条西老人憩の家、阿波市家畜管理所、金清バーベキュー施設、林、伊沢、久勝、大俣の4幼稚園の解体を実施し、今年度につきましては、柿原、市場、伊沢、林の4保育所の解体を実施しています。

また、適切な維持管理のため改修等の工事を実施する際に、安全性、機能性、経済性、

代替性、社会性の5つの視点から事業を推進し、工事の優先順位を総合的に判断しております。

今後の課題といたしましては、施設の除却を行った跡地の有効活用など方向性について整理していく必要があります。引き続き利用率や運営コスト、老朽度を精査し、有効な補助金等を活用しながら、できる限りの公共施設の運営管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

現在、事業財源の有効活用も図りながら計画的に執行しているということでもあります。しかしながら、今年度よりの第4次行財政改革も執行されており、その大綱にも公共施設のマネジメントが明記されております。

それでは、再問いたします。

2点目の今後の計画遂行に向けた取り組みについてどのように考えるか、町田副市長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目の2点目、再問でございますが、今後の計画遂行に向けた取り組みについて答弁させていただきます。

全国的に地方公共団体では、高度成長期に建設、整備された公共施設の老朽化対策が今問題となっております。阿波市においても例外ではございません。こういったことで公共施設等の更新、統廃合、長寿命化また除却などを計画的に行うことによって財政負担の軽減また平準化を図り、また施設の最適配置を図っていくことが非常に重要であると考えております。そのために、先ほど部長のほうからも申し上げましたが、阿波市公共施設等の総合管理計画、また公共施設の個別管理計画を策定し、それをもとに年次的、効率的に現在実施を行っております。

公共施設のマネジメントの基本的な目的は3点あると考えております。1点目が、公共施設総量の最適化、全体の面積とか規模が適当であるかということでございます。2点目が、維持管理のみから予防保全も含めた着眼点を持って対応するというところで、最後の3点目が、長寿命化の推進でございます。

そして、先ほど部長のほうからも事例を挙げましたが、今後も利活用していく公共施設のマネジメントの例といたしまして、平成26年12月までは阿波市役所の本庁として使

用しておりました建物を、改修工事等を行いまして本年3月末にリニューアルしまして、現在、阿波地域交流センターが完成し、4月からは阿波運転免許センターや子育て支援センター等が開設しております。

また、活用予定の少ない公共施設の利活用例としては、旧市場給食センターが平成30年8月から民間企業等に貸与、貸してございまして、その中で企業の誘致等、賃貸料をいただいとって、これによって財源の確保も図れております。

次に、今後も使用する公共施設について少し事例を挙げますと、吉野中学校の改修工事、吉野ウオーターパークの改修工事、市場武道館の改修工事、そして市場図書館の空調設備の修繕工事を年次的に行いまして、現状の施設をできるだけ長期にわたり使用できるような取り組みも行っております。

また、議員も申されましたように、利活用の少ない公共施設につきましては、今後、統廃合、貸し付け等にも十分に留意しながら取り組んでいく必要があると考えております。

今後につきましては、阿波市公共施設等総合管理計画や個別管理計画の目的を再認識しながら、全庁挙げて、できる限り市民サービスの低下を招かないように、あわせて将来予測や財政負担も考慮しながら計画的な推進に努めていきたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

今答弁されたように、全庁を挙げて公共施設のマネジメントを再認識し、市民サービスの低下を極力抑制できるように推進をお願いして、この質問を終わります。

次に、市民のための職員の人材育成についてであります。

近年、少子・高齢化と、それに伴う生産年齢人口の減少が社会問題化しております。また、厚生労働省の発表によりますと、2018年には91万8,000人であった出生数は2019年には86万4,000人、前年度比5.9%減と、1899年人口動態調査開始以来、過去最少となる90万人を割り込みました。また、昨今の人手不足を反映して、2019年度の有効求人倍率は1.6倍と過去3番目に高い数字でありました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が国内の雇用にも大きな影響を落としており、本年3月には1.39倍と3年半ぶりに1.4倍を割り込んでおります。

次に、さまざまな分野でのグローバル化が進んだこと等により社会経済情勢が変化し、産業の空洞化や価格競争の激化、経済格差の拡大による貧困問題、外国人労働者や非正規



雇用をめぐる諸問題などさまざまな課題がございます。こうした中、阿波市民のニーズも複雑多様化しており、市職員は、多様な視点や発想を生かしながら市政を推進していく必要があります。

平成17年4月1日に阿波市が誕生し、市職員は合併後16年目を迎えておりますが、約120名の削減がなされております。一方、厳しい市財政のさらなる行財政改革も求められております。コスト削減や働き方改革を進めるとともに、行政サービスの質の向上も確保していかなければなりません。

ここで質問に入ります。

阿波市民の生活の安定、向上を図るためには、社会情勢や多様化する市民ニーズを踏まえた職員の人材育成は不可欠であると考えます。それでは、1点目の取り組み状況と2点目の課題と今後の方針について質問をいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 坂東議員の一般質問2問目、市民のための職員の人材育成についての1点目、取り組み状況についてと2点目の課題と今後の方針について一括して答弁をさせていただきます。

1点目の取り組み状況についてですが、本市では、人材育成に関する基本的な考え方や職員研修の場において重点的に取り組むべき事柄を阿波市人材育成基本方針として取りまとめ、質の高い行政サービスが提供できるよう、職場内訓練と職場外訓練を通して職員一人一人の資質向上に努めております。例えば、新規採用職員は、市職員としての基本的な知識や技能等を習得するため、市の行財政や消費生活についての講義や接遇研修のほか、実地研修といたしまして、可燃ごみ収集作業や中央広域環境施設組合の現地見学を実施しております。さらに、県自治研修センターで行われる県内の市町村新規採用職員を対象とした研修に参加し、他の自治体職員との交流や情報交換を通じて幅広い知識の習得や全体の奉仕者としての意識、心構えの確立を図っております。また、全職員を対象とした人事評価研修、財政研修会、マイナンバーに関する研修などのほか、自治研修センター等で開催されている課長級、課長補佐級などの階層別研修や法制執務研修、政策形成基礎研修などに参加しております。

続いて、2点目の課題と今後の方針についてですが、近年、地方分権の進展や積極的な行財政改革の推進のほか、市民ニーズの多様化、複雑化がさらに進んでおり、時代の変化に対応できる職員の育成がますます重要であると考えております。

今後の方針といたしまして、引き続き職員の育成に主眼を置き、各職員が自主的に行う資格の取得に対し奨励、支援するとともに、現在も実施しております職員として職務遂行に必要な実務能力を初めとする各部署に必要な研修を引き続き行ってまいります。そして、全職員に対し、受講しやすい環境を整えることで受講の促進を図ってまいりたいと考えています。

また、人材育成の取り組みの一つとして、縣市町村課への職員派遣を実施しております。派遣先では、他の自治体職員との交流や情報交換を通じ、幅広い視野を養うことなどを目的としており、本市に戻った後は、それぞれ派遣先で得た知識や経験並びに人脈を生かし、活躍しているところでございます。人材育成の取り組みに有効な方策の一つであることから、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

組織の発展には、人材の育成が欠かすことができないものと認識しておりますので、個々の職員が能力を十分発揮できるよう、今後におきましても積極的な人材育成を図り、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

人間力の向上と申しますか、職員の意識改革などスキルアップは、個々や組織のため、ひいては市民にとって非常に大きいものであると考えます。

それでは、再問いたします。

3点目の職員の人材育成と組織のあり方について、町田副市長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問2問目の再問、職員の人材育成と組織のあり方について答弁いたします。

本市では、市民の皆様求められる職員像として4つの柱を掲げております。1つ目が、市民が主役であるとの認識を持った職員、2つ目が、市民に公正、公平、誠実に対応し、信頼される職員、3つ目が、広い視野と先見性を持った職員、4つ目が、みずからの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員であり、これまで職員の人材育成に向けたさまざまな取り組みを進めてまいりました。例えば、個々の職員の育成としては、研修等による能力の開発、管理職に対しては、組織の力を最大限に発揮できるような組織マネジメント力を高めていくなど、職員がやりがいを実感できるような職場づくりに取り組んできたと

ころであります。

そのような中、本市が誕生して16年目に入っており、職員の退職と新規採用が進んだことに伴い組織が若返っているところでもあります。それを背景に、職場全体で人を育て、組織を育ててということが、より意識が高まっており、これからは、組織のあり方ではありますが、まず職員一人一人が組織目標を理解、共有し、その目的達成のために個々の役割を自覚し、その役割を果たすために、職員みずから能力向上に取り組んでもらいたいと考えております。また、その個々の職員の能力を組織の力に結集していくために、管理職の組織マネジメント力をより一層高めていきたいと考えております。そして、個々の職員の職員力と組織としての組織力が両輪として機能することにより組織全体のレベルを向上させて、ひいては市民サービスの向上につなげていくということになると考えております。

また、本市で働きたいという意欲と情熱を持った優秀な人材の確保も重要であると考えます。ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境を整え、仕事以外の生活も充実させることができるように努めることが必要であると考えております。

今後、本市が一層発展していくには、職員一人一人の知恵、知識、発想、行動が欠かせません。このような状況を踏まえ、本市が目指すべき職員像を再確認し、人材育成にかかわる各種施策の趣旨及び方向性を明らかにし、職員の人材育成を図っていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

まさに、全庁挙げて組織や個々のスキルアップによってさまざまな相乗効果を生み、阿波市がさらにきらめくまちとなるよう人材育成にさらに力点を置いていただくことを期待して、この質問を終わります。

次に、徳島自動車道4車線化についてであります。

徳島自動車道は、鳴門市の鳴門ジャンクションを起点とし、愛媛県四国中央市の川之江東ジャンクションに至る延長105.8キロメートルの高速道路であります。平成6年3月に藍住インターチェンジから脇町インターチェンジ間が県内初の高速道路として開通されて以来、順次開通区間を拡大し、四国の経済、産業の発展や観光振興、交流圏拡大に寄与する高速道路ネットワークとしての役割を担っています。全線の約8割が対面通行となっており、重大事故や通行どめが発生しやすく、利用者の安全性、快適性が十分に確保さ

れていないことから、早期の4車線化が喫緊の課題となっていました。このため、徳島県を初め、阿波市、阿波市議会では、国や西日本高速道路株式会社に対し、徳島自動車道の早期4車線化について繰り返し要望してきたところであります。

そのような中、平成28年8月には、阿波パーキングエリア付近延長7.5キロメートルの区間について、車線を増設する付加車線設置事業を行うことが決定し、現在、平成30年度から工事に着手しているところであります。

また、昨年9月には、国が策定した高速道路における安全・安心基本計画の中で、徳島自動車道の藍住インターチェンジから川之江東ジャンクション間約5.5キロメートルが優先的に4車線化する優先整備区間に選定され、さらには、高速道路の有効活用と地域活性化の起爆剤となるスマートインターチェンジの設置が強く望まれていた中、本年から調査設計業務に本格的に着手するなど飛躍的な前進を遂げたところであります。

それでは質問に移ります。

1点目の徳島自動車道4車線化における事業スケジュールについて、次に、4車線化により当然交通量の増加が予想され、道路沿線の自動車騒音が問題となってきます。そのような場合、2点目の騒音測定についてお聞きします。また、現状の対面通行においては、植栽で騒音対策を講じておりますが、特に雨降りや夜間等になると、自動車騒音で眠れない日があるという話も聞いております。そのような中、4車線化事業の進行とともに沿線住民の間から、3点目の防音壁設置を求める声が高まっています。市の見解をお聞かせください。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 坂東議員の一般質問3問目、徳島自動車道4車線化について3点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

徳島自動車道は、徳島県を東西に貫く骨格路線として、地域間の交流、連携を促進し、地域社会を活性化させる上で極めて重要な役割を担っておりますが、先ほども議員お話のとおり、全線の約8割が対面通行のため、利用者の安全性や快適性、走行性が不十分であり、維持修繕工事や事故などが生じた場合には長時間の通行規制を余儀なくされるなど、高速道路本来の機能が十分発揮されていないのが現状でございます。

このような状況を改善するため、市議会の皆様のご理解をいただきながら、毎年、徳島県と連携し、国土交通省などの国の関係機関及び西日本高速道路株式会社へ提言、要望活動を行っております。この活動が実りまして平成28年8月、阿波パーキングエリア付近

延長約7.5キロメートル区間の付加車線の事業化が決定し、現在、西日本高速道路株式会社において、早期完成を目指し工事を進めていただいています。

議員ご質問の1点目、事業スケジュールについてでございますが、議員お話のとおり、令和元年9月に国土交通省から、高速道路における安全・安心基本計画が公表され、あわせて暫定2車線区間における4車線化を計画的に推進するため、優先的に事業化し、整備する区間として、藍住インターチェンジから川之江東ジャンクション間約5.5キロメートルの区間が選定されたところです。

本計画では、全ての優先整備区間を同時に着手することは困難であることから、交通状況やメンテナンス工事の実施状況などを熟知する高速道路株式会社などの意向に加え、社会的な要請や政策的な課題のほか、財源の確保状況に応じて事業化する箇所を総合的に判断し、実施するとされております。

具体的なスケジュールにつきましては、事業を進める西日本高速道路株式会社に確認しましたところ、現時点での明確な提示はできませんが、工事を進めている区間については、今後も早期完成を目指し着実に工事を進めていく。あわせて、本年3月に事業許可を受けた（仮称）阿波スマートインターチェンジ付近延長約7.7キロメートル区間についても、計画的な事業実施に努めていく。なお、いずれの区間においても、今後の進捗状況を踏まえ、事業計画及び完成時期などが明らかになった時点でお知らせするとの回答でありました。

本市におきましても、今後の事業展開について西日本高速道路株式会社と連携を密にし、事業の進捗などについては、随時広報などを活用し、市民の皆様への周知に努めてまいります。

次に、2点目のご質問、騒音測定についてであります。今回、付加車線工事に着手している阿波町の約7.5キロメートル区間につきまして、周辺の市民の皆様が、自動車騒音に対し心配せず安心して生活していただけるよう、本年度、環境衛生課において騒音測定を行う必要があると思われる箇所を選定し、簡易測定を実施することとしております。測定の結果、騒音規制法に定める基準値に近似する場合には、改めて専門業者による詳細な騒音測定を実施したいと考えております。

次に、3点目、防音壁設置を求める声が高まっているが、市の見解はとのご質問ですが、徳島自動車道の盛り土区間においては道路植栽が施されておまして、自動車の交通騒音の低減効果や大気浄化機能等の生活環境保全が図られていますが、防音壁のよう

な絶対的な騒音抑制効果は得られないのが実情でございます。

このような現状から、沿線市民の皆様からいただいている防音壁設置についてのご要望を踏まえ、さきにもお答えいたしました。が、本年度において騒音測定を実施することとしており、騒音測定結果が国で定める環境基準を超えている場合には、本市から道路管理者である西日本高速道路株式会社に対して、防音壁設置等の対策における要望書を提出したいと考えております。

自動車騒音対策については、現在整備が進められている阿波町の約7.5キロメートル区間供用開始後の通行車両の速度変化、さらには徳島自動車道の全線4車線化完了後の交通量の推移等、今後の状況把握に努め、沿線市民の皆様のご意見をいただきながら、適正な時期において自動車騒音の基準値を把握するための騒音測定を実施してまいります。

今後におきましても、4車線化工事により沿線市民の皆様のご生活環境に影響が出ないように、本市と西日本高速道路株式会社が連携、協力し、事業を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ただいま川野建設部長より3点について詳細に説明をいただきました。

現在、スケジュールは未定であるが、騒音対策については、測定箇所を決め、その調査を実施し、結果によって環境基準を超える場合には、阿波市が西日本高速道路株式会社に防音壁設置等の対策における要望をしていくとのことでありました。

阿波市にとって、4車線化や（仮称）阿波スマートインターチェンジを整備促進することにより地域経済活動や医療活動の支援、さらには観光など交流人口の拡大など大きな整備効果が期待できます。しかし、事業実施の際、より一層の地元への配慮に留意していただくことをお願いしておきます。

それでは最後に、再問として藤井市長に総括して、今後の市の考えについてお聞きします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 坂東議員の再問、今後の市の考えについてのご質問にお答えをさせていただきます。

徳島自動車道は、地域間の交流、連携を促進し、地域の活性化に資する地方創生に向け

た取り組みを進める上で極めて重要な役割を担っておりまして、救急搬送や物流などにおける安全性、走行性を確保し、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるためには、早期の全線4車線化が望まれます。このことから、本市といたしましても、安全で利用しやすい徳島自動車道実現のため、徳島県及び私が会長を務めております徳島自動車道四車線化促進期成同盟会並びに徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟の先生方と連携を図りまして、国土交通省などに対し積極的な要望活動を展開してまいります。

今後も、沿線市民の皆様のご意見もいただきながら4車線化事業を進めまして、徳島自動車道全線4車線化の早期実現を目指し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ありがとうございます。

今後とも、沿線住民の方々が安心して生活できる環境づくりと関係機関と一層連携を図りながら、徳島自動車道の日も早い全線4車線化に向け、取り組んでいただけるようお願い申し上げます、この質問を終わります。

最後に、徳島中央広域連合消防業務についてであります。

阿波市の救急搬送業務については、吉野川市との広域行政により徳島中央広域連合消防本部で行っており、要救護者を安全、迅速に救出、救護し、救命措置を継続実施しながら、一分一秒でも早く救急搬送できるよう日々取り組んでいただいているところであります。現在は1本部3消防署体制で、各署に1台ずつ救急車両が配置されていますが、平成28年の救急件数は3,565件、平成29年の救急件数は3,609件、平成30年の救急件数は3,641件と年々増加をしております。

また、構成市の人口は減少傾向にありますが、今後も高齢化に伴い、1台当たりの出動件数はふえる一方であると想定されており、現状の救急車両台数の運用では、今後の対応は困難であると考えられます。管轄区域の消防車両は、お互いにバックアップし合いながら救急搬送業務に当たっておられますが、救急車両3台が全て出動中であった場合、待機中の消防隊が消防車両で急行することもあり、救急時には応急措置を行っていますが、消防車両では傷病者の搬送はできないと聞いております。

以前から同僚議員からの質問で、構成市の人口に対する救急車両の台数から考えると、増車の必要性があると議論されており、平成29年第3回の答弁内容では、救急車両の増

車の必要性は十分認識しているが、車両購入費や隊員の増員など財政面の調整が必要であり、本市の厳しい財政状況を鑑み、調査研究するとの答弁でございました。

今後ますます高齢化社会が進む中、救急業務の充実強化は市民の皆様の生命に直結する重要課題であります。特に救急搬送業務は、傷病者を単に医療機関へ搬送するという往時の救急業務から、現在はプレホスピタルケア、病院前救護の充実という考え方にに基づき、救急隊員は、現場で必要な救護を行い、その後、患者を適切な医療機関に搬送するという重要な業務へとようになってきています。

それでは質問いたします。

1 点目の救急車両の増車による救急業務の充実強化についてお聞きします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 坂東議員の一般質問4問目、徳島中央広域連合消防業務についての1点目、救急業務の充実強化についてお答えいたします。

本市の救急搬送業務につきましては、吉野川市との広域行政により徳島中央広域連合消防本部で行っております。救急車両については、昭和47年に1台の救急車から運用を開始し、救急要請の急激な増加に伴い、昭和51年と平成3年に1台ずつ増車して3台となり、平成28年からは、転院搬送用の非常車両1台を含む4台で救急要請に対応する現在の体制となっております。

救急車の配置基準につきましては、総務省消防庁の消防力の整備指針により、人口10万人以下の市町村にあつては、おおむね人口2万人ごとに1台を基準とし、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とするとされております。徳島中央広域連合管内では、令和2年4月1日現在の人口が7万7,374人、救急車が3台でございますので、2万5,791人に1台と基準を下回る状況にあります。昨年の救急出動件数3,602件のうち512件が転院搬送で、そのうち174件が再任用職員による予備車両を利用した転院搬送でございました。

しかし、来年度は再任用の希望者が少ないことから、予備車両による転院搬送の継続は困難な状況にあるとのことでございます。そのような状況になりますと、3台の救急車で全ての救急要請に対応することとなり、昨年152時間あった救急車の重複出動により即時対応できなかった時間が増加することが見込まれます。

また、令和元年、救急車の出動件数は3,602件、管内人口は7万8,666人でしたが、これを5年前の平成27年の出動件数3,399件、管内人口8万2,857人と



比較しますと、出動件数は203件の増、管内人口は4,191人の減となっております。5年間で管内人口は5%減少しているにもかかわらず、出動件数は約6%増加している状況があります。

これまで市議会におきまして、救急要請数の増加や重複出動などの観点から救急車両の増車は必要であり、車両購入費や施設改修費のほか隊員の増員も伴うことから、将来的な負担額やそれに伴う財源確保など十分調査研究する必要があると答弁させていただいております。

市民の皆様の安全・安心の観点から見ますと、増車は必要との認識ではございますが、この業務は広域行政であることから本市独自での判断はできないため、今後におきまして、徳島中央広域連合消防本部や吉野川市と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ただいま吉川危機管理局長から救急業務の充実強化についての答弁をいただきました。今後、構成市と早急に協議いただけるよう期待をしております。

次に、先月25日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、外出やイベントを含めた社会経済活動が段階的に緩和されてきているところですが、第2波の感染の発生に備えて、まだまだ予断を許さない状況にあります。

感染発生時には感染症患者の救急搬送が行われ、さらに感染が拡大すると、救急搬送の出動回数も増加してまいります。平常時においても救急車両の台数が少ない状況である上に、感染症患者の搬送となると、出動回数がふえ、回送してくるまでの時間も多くなるとともに、搬送に係る隊員の2次感染防止対策や搬送後の殺菌消毒が必要となり、通常の救急業務に支障を来すと考えられます。

この状態を一日も早く改善する必要があると考えますが、2点目の課題と今後の取り組みについて、藤井市長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 坂東議員からの一般質問の4問目、徳島中央広域連合消防業務についての再問、課題と今後の取り組みについてお答えをいたします。

先ほど危機管理局長からもご答弁申し上げましたとおり、現在、徳島中央広域連合消防本部に配置されております救急自動車の整備車両数につきましては、消防庁が示しております消防力の整備指針の基準を下回っている状況でございます。

以前より、高齢者人口の増加とともに救急要請件数が増加する中、重複出動によりまして即時対応ができない時間数が増加をしております。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対策によりまして、1回の救急搬送に要する時間数も増加傾向にあるとお聞きをしているところでございます。このような状況の中、現在の車両配置数では、救急要請に的確に対応することは大変厳しくなっておりまして、市民の皆様の安全・安心を第一に考えますと、救急車両の増車は早急に対応すべき課題であると認識をしております。

本市を取り巻く財政状況は一段と厳しさを増しておりますが、救急業務の確保は、市民の皆様の生命、身体を守り、健全な社会生活を営む上で欠かすことのできない最優先課題でございますので、徳島中央広域連合消防本部や吉野川市と早急に協議し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

先ほども申し上げましたが、救急自動車の増車は、市民の皆様の命に直結する最優先課題であることから、早急に徳島中央広域連合消防本部や吉野川市と十分協議を行い、救急業務の確保に向け取り組んでいただきますようお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

8番笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 8番笠井一司、一般質問をいたします。失礼して、マスクを外して質問させていただきます。

今定例会も最後の質問ということになりますが、皆さんもお疲れのご様子なので、できる限り短く、簡潔に済ませたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

第1問目は、徳島自動車道4車線化とスマートインターチェンジについてであります。

先ほどの坂東議員の質問と一部重なるところもあるようですが、よろしくお願いたします。

徳島自動車道は交通量が少ないためか、開通以来、大部分が暫定2車線の対面交通となっております。平成27年の鳴門ジャンクションと徳島インターチェンジの間の完成によりまして全線が開通し、交通量もふえてきております。対面交通であるため大変危険で、平成29年8月にはバスにトラックが追突して高校生と運転手が亡くなった事故や、昨年末にはトンネル内で死亡事故が発生するなどしてありまして、全線の4車線化が急がれております。また、4車線化は、阿波市の進めている（仮称）阿波スマートインターチェンジの設置にも重要な要素であると考えられます。

そんな中、昨年8月、徳島自動車道の4車線化を進める徳島自動車道四車線化促進期成同盟会の会長に市長が就任され、国や西日本高速道路株式会社に要望活動を行うなど4車線化に向けて積極的に働きかけてこられ、3月の定例会の最終日には、（仮称）阿波スマートインターチェンジを含む区間7.7キロメートルの事業が認可されたとのこと報告がありました。

そこで質問ですが、1点目、市長は徳島自動車道四車線化促進期成同盟会会長として4車線化の促進に取り組んできたが、どのような成果が上がったのか。特に土成インターチェンジ、脇町インターチェンジ間の4車線化に向けての状況や今後の予定について。そして2点目として、スマートインターチェンジの整備計画について、あわせてお伺いたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 笠井一司議員の一般質問1問目、徳島自動車道4車線化とスマートインターチェンジについて2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず1点目、4車線化促進についての取り組みの成果と状況及び今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

徳島自動車道の早期4車線化につきましては、毎年、徳島県及び徳島県議会の皆様並びに市長が会長を務める徳島自動車道四車線化促進期成同盟会が連携しまして、国土交通省などの国の関係機関及び西日本高速道路株式会社へ提言、要望活動を行っております。

その成果として、平成28年8月には、阿波パーキングエリア付近延長約7.5キロメートル区間の付加車線の設置が事業化され、現在工事が進められております。さらに、平

成31年3月には、脇町インターチェンジから西へ約4.8キロメートルの付加車線の設置が決定したことから、脇町インターチェンジを挟み、連続して約15キロメートル区間が4車線化されることになりました。

加えて、令和元年9月に国が策定した高速道路における安全・安心基本計画の中で、徳島自動車道の藍住インターチェンジから川の江東ジャンクション間約55キロメートルが優先整備区間に選定され、この区間の中から、災害、渋滞、事故発生箇所などを総合的に勘案し、本年3月、新たに（仮称）阿波スマートインターチェンジ付近延長約7.7キロメートルの事業が許可されたことによりまして、土成インターチェンジから脇町インターチェンジ間全線の4車線化が進められることとなります。

今後の予定について、事業主体である西日本高速道路株式会社に確認したところ、現時点での明確な提示はできませんが、工事を進めている区間については、今後も早期完成を目指し工事を進めていく。また、事業許可区間においても、計画的な事業実施に努めていくとの回答をいただいております。

本市では、今後におきましても、徳島自動車道の全線4車線化の早期実現に向けまして、引き続き徳島県と連携を密にし、国土交通省等関係機関及び西日本高速道路株式会社への要望活動を展開してまいります。

次に、2点目のご質問、スマートインターチェンジの整備計画についてであります。 （仮称）阿波スマートインターチェンジにつきましては、令和元年9月に新規事業化の箇所選定を受け、12月に西日本高速道路株式会社四国支社と締結した建設事業に関する基本協定に基づき地元への事業説明会を開催し、事業へのご理解をいただき、現在、測量業務に着手しているところでございます。

今後の事業計画であります。現在、本市が発注しております測量業務の進捗状況を見据え、本年度、西日本高速道路株式会社が主体となり道路詳細設計を発注し、設計を補完する土質調査などの各種調査については阿波市が主体で業務を進めてまいります。

また、（仮称）阿波スマートインターチェンジへのアクセス道路につきましては、国土交通省の補助事業である社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、本年度、道路詳細設計を発注し、地元の皆様との協議を重ねながら計画を進めていきたいと考えております。

なお、（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備区間を含む延長約7.7キロメートル区間については、4車線化の事業許可を受け、今後事業が進められますが、現時点では

事業計画が明確に示されておらず、また、現在、スマートインターチェンジ関連の測量業務を進めていることから、本線4車線化と連結位置等の整備計画は、今後発注を予定している詳細設計での検討事項になると考えております。

今後も地元説明会を随時開催し、地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、西日本高速道路株式会社と緊密な連携を図り、4車線化事業及び（仮称）阿波スマートインターチェンジ整備事業に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 徳島道の4車線化につきましては、阿波パーキング付近で現在工事が進められていること、また昨年9月には、藍住インターチェンジから川之江東ジャンクションの間が優先整備区間に選定され、この中で本年3月、阿波スマートインターチェンジ付近7.7キロメートルが事業認可されたことで、土成インターと脇町インター間の全線の4車線化が進められることが決まったということでございます。

阿波スマートインターチェンジの整備につきましては、阿波市において現地の測量業務に着手しており、その進捗により、今後、道路の設計につきましては西日本高速道路株式会社が、土質調査などは阿波市が行うとのことでございます。

また、4車線化との関連では、4車線化の事業計画が明確でないとのこと、今後の詳細設計の中での検討ということですが、お話をお聞きいたしますと、必ずしも4車線化しないとスマートインターが設置できないということではないようなので、今後とも各方面、関係機関と連携をとりながら、徳島自動車道の4車線化と阿波スマートインターチェンジの事業が着実に進むよう努力をしていただくようお願い申し上げます。

次に、第2問目に移りたいと思います。

第2問目は、阿波市地域公共交通についてであります。

阿波市の地域公共交通については、公共交通空白地の解消のため、平成29年2月より2年間の検討を経て、昨年4月から阿波市デマンド型乗り合い交通として実証実験運行が開始されました。1年を経過いたしましたので、1年間の結果をお伺いしたいと思います。1点目は、昨年度の運行状況の実績、1年間の決算について、またどのような課題があらわれたか。2点目として、2年目に向けて、どのような改善を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 笠井一司議員の一般質問 2 問目、阿波市地域公共交通についての 1 点目、昨年度の運行状況や実績、1 年間の決算について、またどのような課題があらわれたか。2 点目の 2 年目に向けて、どのような改善を行っていくのかについてお答えします。

昨年度 4 月から実証実験運行をしております阿波市デマンド型乗り合い交通の運行状況についてであります。初年度の利用登録者数は 1, 3 5 6 人で、利用状況は、乗車人数 7, 0 5 8 人、1 日平均の利用者は 2 9. 4 人、運行日数は 2 4 0 日となっております。乗車人数を月別に見ますと、運行を開始した 4 月の乗車人数は 3 1 6 人でしたが、利用者は徐々にふえ、7 月には 5 9 1 人、1 2 月には 7 4 3 人、1 月からは、新型コロナウイルスの影響から利用者は減少し、3 月には 6 8 3 人となっております。年代別では 8 0 代の方が一番多く、次いで 7 0 代となっており、全体の約 8 7. 5 % となっております。

次に、乗降場所の予約では、最も多く利用されている場所は、乗車場所、降車場所とも吉野川医療センターが多く、続いて阿波病院、鴨島駅となっております。

昨年度の収支決算についてであります。歳入につきましては、市からの負担金として 2, 5 3 5 万 4, 1 5 5 円、運賃収入、利息として諸収入 2 1 9 万 6 5 8 円、繰越金 4 0 7 万 3, 1 9 2 円、歳入合計 3, 1 6 1 万 8, 0 0 5 円となっております。

次に、歳出についてですが、当初の見込みより経費が抑えられたこともあり、運行に係る業務費及び予約センターの運営費、事務費の歳出合計額は 2, 1 9 1 万 7, 7 3 0 円となり、差し引き残額 9 7 0 万 2 7 5 円につきましては、次年度へ繰り越しとなっております。

実証実験運行 1 年目の課題であります。限られた財源の中で、利用者からの要望にどこまでお応えすることができるのか、また運転手の確保や運転効率の向上をどのように図っていくのかなどが上げられます。昨年度は、金融機関など乗降場所に追加してほしいという利用者の声を受け、新たに乗降場所を追加するなど改善に努めたところであります。

令和 3 年 4 月の本格運行を見据え、2 年間の実証実験運行を通じて、実際の運行より蓄積される施設の利用状況、動線、利用時間帯などのデータを収集し、その運行情報等を分析することにより利用しやすい運行内容について検証してまいります。

限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう、本市にとって最適かつ持続可能な地域公共交通体系となるよう制度を構築してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） デマンド型乗り合い交通には1,356人が登録いたしまして、年間を通しては1日平均29.4人が利用しており、70歳以上の方の利用が約87.5%を占めているとのことであります。利用者も徐々にふえてきており、成果が上がっているなというふうに思います。また、決算は、歳出で約2,192万円となりました。当初、長寿祝金を見直した財源約3,000万円を活用するというものでありますので、予定の範囲におさまり、よかったと思います。

今後の課題については、限られた財源の中で、利用者の要望にどこまで応えることができるか、また運転手の確保や運行効率の向上が課題として想定され、今後2年間——昨年と今年ですね——の実証実験を通じて検証し、持続可能な地域公共交通となるよう制度構築を図りたいということです。まずは1年目、多くの利用者があり、そして経費的にも予定の範囲内に抑えられたということで、うまくいっているのではないかと思います。これからも、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3問目に移りたいと思います。

小・中学校の校舎の改修についてであります。

1点目、平成27年度に作成されました阿波市公共施設等総合管理計画により、公共施設の維持管理が進められておりますが、市内の小・中学校の校舎の中には、建築後相当の年数が経過し、改修が必要なものが見受けられます。今後の改修計画についてお伺ひいたします。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 笠井一司議員の一般質問3問目、小・中学校の校舎等の改修についての1点目、阿波市公共施設等総合管理計画により公共施設の維持管理が進められているが、市内の小・中学校の校舎等の中には、建築後相当の年数が経過し、改修が必要なものが見受けられる。今後の改修計画について伺ひたいについて答弁させていただきます。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、災害時の非常時には、市民の皆様の避難所としての役割を果たす重要な施設であり、老朽化対策は非常に重要なものと考えております。

現在、本市には小学校が10校、中学校が4校あり、校舎の改築に関しましては、平成

18年に実施した御所小学校以外は築35年から50年経過しております。耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された基準数値を満たしていない校舎及び体育館を平成19年から計画的に大規模改修とセットで行い、平成26年度末をもって耐震化は完了し、阿波市小・中学校の校舎、体育館の耐震化率は100%となっております。

また、平成30年度からは、学校施設の状況を見ながら安全・安心な教育環境を確保するため、阿波市公共施設個別管理計画に基づき、国の交付金を活用し、計画的に大規模改修工事を行ってきました。

文部科学省からの資料によりますと、学校施設の物理的耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保された場合には70年から80年程度と言われております。本市においても、将来の財政状況も見通しつつ、従来のようなふぐあいがあった際に保全を行う事後保全型から、管理計画的に施設の点検、修繕を行い、ふぐあいを未然に防止する予防保全型への転換を目指すため、今議会に阿波市学校施設長寿命化計画の策定経費を計上させていただいております。この計画を策定することにより、国の新たな交付金制度が活用できるとともに、予防保全が可能となることで、工事費の縮減、工期の短縮が見込めるなどのメリットがございます。

今後、計画書に記載された現地調査、工事履歴、耐震診断を活用するなどして各施設の改修について総合的な判断を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 市内の小学校10校、中学校4校につきまして、平成18年に完成いたしました御所小学校以外は築35年から50年を経過しているということでございます。いただきました資料を見ますと、私の通っておりました土成中学校は昭和39年に完成して、もう築55年ということで、ああ、そんなになるんかあというふうに分の年も感じてしまうものでございます。

それで、校舎の工事につきましては、耐震化は平成26年度までに完了しており、平成30年度からは、学校施設の状況を見ながら、阿波市公共施設個別管理計画に基づき大規模改修を行ってきております。一条小学校とか吉野中学校、それから八幡小学校の校舎が改修を昨年度まで進められてきております。そして今年度、計画的に点検、修繕を行う予防保全を目指す計画ということですが、阿波市学校施設長寿命化計画を策定いたしまして、今後計画的に改修をしていくとご答弁がございました。



老朽化している校舎につきましては、今後計画的に改修を図っていただくようお願いいたします。そして、その中で、私の地元の土成小学校ですけれども、卒業式や入学式、運動会やいろいろな行事などで小学校に行く機会があるのですが、校舎に今、雨漏りや窓やドアのふぐあいなどが見受けられ、関係の人とか、時々修繕に入ります業者の方から大分傷んでいるということをお聞きしております。

そこで、2点目として、土成小学校校舎について、雨漏り等が生じているなどしております。随所に修繕が必要な箇所が見受けられますので、早急な改修についてお伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 笠井一司議員の3問目、小・中学校の校舎等の改修についての2点目、土成小学校校舎について雨漏りが生じているなどしており、随所に修繕が必要な箇所が見受けられる。早急な改修のお願いをしたいについて答弁させていただきます。

議員ご指摘の土成小学校におきましては、平成22年度に耐震工事は終了してはりましたが、内壁のクラックと雨漏りが目立つため、今年度、設計業務を発注しており、令和3年度には国の交付金と合併特例債を活用し、大規模改修工事を実施する予定でございます。

今後は、将来の児童数の動向や地域の実情を見きわめつつ、予防保全をベースとした長寿命化計画を利用し、既存施設を有効に活用しながら効率的かつ効果的な施設整備を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○8番（笠井一司君） 土成小学校の校舎の改修につきましては、既に設計業務を発注しており、来年度には大規模改修ができることのご答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

校舎の改修につきましては、予防保全をベースにした長寿命化計画を利用して、今後計画的に施設整備を進めていくということでございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで8番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第42号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第48号 阿波市老人ルーム条例の一部改正について

日程第4 議案第49号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第51号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 徳島中央広域連合規約の変更について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第2、議案第42号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第6、議案第53号徳島中央広域連合規約の変更についてまでの計5件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第53号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時39分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第54号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についての予算案件1件が提出されました。

お諮りいたします。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議案第54号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（松村幸治君） 追加日程第1、議案第54号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日、追加提案をいたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

追加提案をしております議案第54号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）につきましては、追加補正予算額1億4,800万円でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を支援するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業と、令和5年度までに達成予定のGIGAスクール構想を前倒しし、児童・生徒の一人1台端末を今年度の実現させるため、教育ICT環境整備事業を計上しております。

この後、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第54号をごらんください。議案第54号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億6,530万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月18日提出、阿波市長。

この補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、GIGAスクール構想の前倒しなど早急に取り組むべき事業の予算編成としておりま

す。

初めに、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず歳入についてです。

16款国庫支出金が3,680万円の追加で、計62億3,893万8,000円に、20款繰入金が1億1,120万円の追加で、計20億1,852万6,000円となっており、補正額の合計は1億4,800万円の追加で、補正後の歳入合計額は239億6,530万円となっています。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出について、3款民生費が3,680万円の追加で、計79億1,857万5,000円に、10款教育費が1億1,120万円の追加で、計20億3,238万2,000円となっており、補正額の合計額は1億4,800万円の追加で、補正後の歳出合計額は239億6,530万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入についてです。

16款2項3目の民生費国庫補助金が3,680万円の追加につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金となっております。

その下、20款1項7目教育施設整備基金繰入金が1億1,120万円の追加につきましては、教育施設整備基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてです。

12、13ページをお願いします。

3款3項児童福祉費、補正額3,680万円の追加で、国の2次補正において、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給世帯等に対して1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円を支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業費でございます。

次に、その下、10款2項教育総務費が、補正額1億1,120万円の追加で、国が進めるGIGAスクール構想において、児童・生徒一人1台のパソコンの整備を早期に実現するため、教育ICT環境整備事業費でございます。

以上、議案第54号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認く

でございますようよろしくお願いたします。

○議長（松村幸治君） 補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第54号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第54号に対する質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、19日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、19日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

23日午前10時から総務常任委員会、24日午前10時から文教厚生常任委員会、25日午前10時から産業建設常任委員会、25日午後1時から観光開発特別委員会でございます。

なお、次回の本会議は6月30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時56分 散会